

(素案)

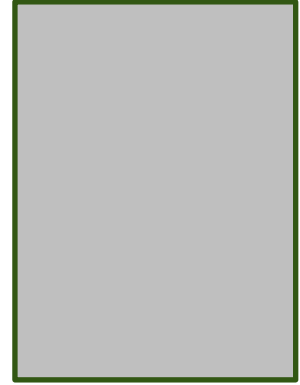
第10期

白井市高齢者福祉計画・ 白井市介護保険事業計画

(令和9年度～令和11年度)

白井市

ごあいさつ



市長挨拶文挿入予定

令和 9 年3月

白井市長 笠井 喜久雄

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	3
2 計画の位置づけと期間	7
3 計画の策定体制	8
4 策定後の計画の進行管理	9
第2章 高齢者を取り巻く状況	11
1 人口等の動向	12
2 要介護認定者等の推計	18
3 市民・事業所アンケート調査の結果	23
4 市の取組～第9期の振り返り	33
5 今後の課題	36
第3章 計画の基本的方向	39
1 めざす姿	41
2 第10期計画の基本方針	42
3 施策の体系	44
4 白井市の日常生活圏域	45
第4章 施策の展開	47
基本方針1 介護予防と社会参加の促進	49
基本方針2 地域共生社会の推進	54
基本方針3 認知症施策と権利擁護の推進【認知症施策推進計画】	60
基本方針4 在宅生活への支援	69
基本方針5 介護保険サービスの適正な利用の促進	74
第5章 介護保険サービス事業の実態と給付量の見込み	78
第6章 資料編	80

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 計画策定の背景

日本の高齢者人口(65歳以上の人口)は近年一貫して増加しており、令和7年(2025年)の国勢調査における高齢化率は●%となっています。このうちいわゆる団塊世代が含まれる75歳以上の後期高齢者が全人口に占める割合は●%と、実に国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢化社会を迎えています。また、団塊ジュニア世代¹が65歳以上となる令和22年(2040年)には総人口・現役世代人口が減少するなかで高齢化率が一段と上昇し、介護と医療の複合ニーズが高い85歳以上の高齢者が急速に増えることが見込まれています。

白井市においては、令和7年(2025年)の高齢化率は全国平均を下回る●%となっていますが、令和22年(2040年)には高齢化率が33.9%にまで上昇し、85歳以上の人口も令和7年(2025年)より●人多い4,406人にまで増加することが見込まれています。

こうした状況のなか、白井市では令和6年(2024年)に策定した「第9期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画」において、スローガンに「目を配り、手をさしのべる しろいの生き生きプラン」、基本目標に「地域で支える高齢化」を掲げ、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる地域社会の構築に向けた取組を進めてきました。

今後は高齢化が一層進む令和22年(2040年)を見据えながら、地域ごとのサービス需要の変化を踏まえて地域包括ケアシステムを深化させ、介護サービス基盤を整備するとともに、医療・介護の一層の連携強化及び介護予防・生活支援等の包括的な確保を図ることにより「地域共生社会」²の実現を目指すことが求められます。

また、認知症の人や一人暮らしの高齢者の増加が見込まれるなか、高齢者の意思決定支援を含む権利擁護の重要性の高まりに対応するとともに、現役世代の人口減少を見据え、介護人材の確保や働きやすい介護現場の実現に向けた取組も必要です。

この度策定する「第10期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画」は、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等を踏まえながら、引き続き、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、介護保険制度の改正に対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにすることを目的として策定するものです。

¹ 昭和46年(1971年)から昭和49年(1974年)までに生まれた世代を指す。「第二次ベビーブーム世代」ともいう。

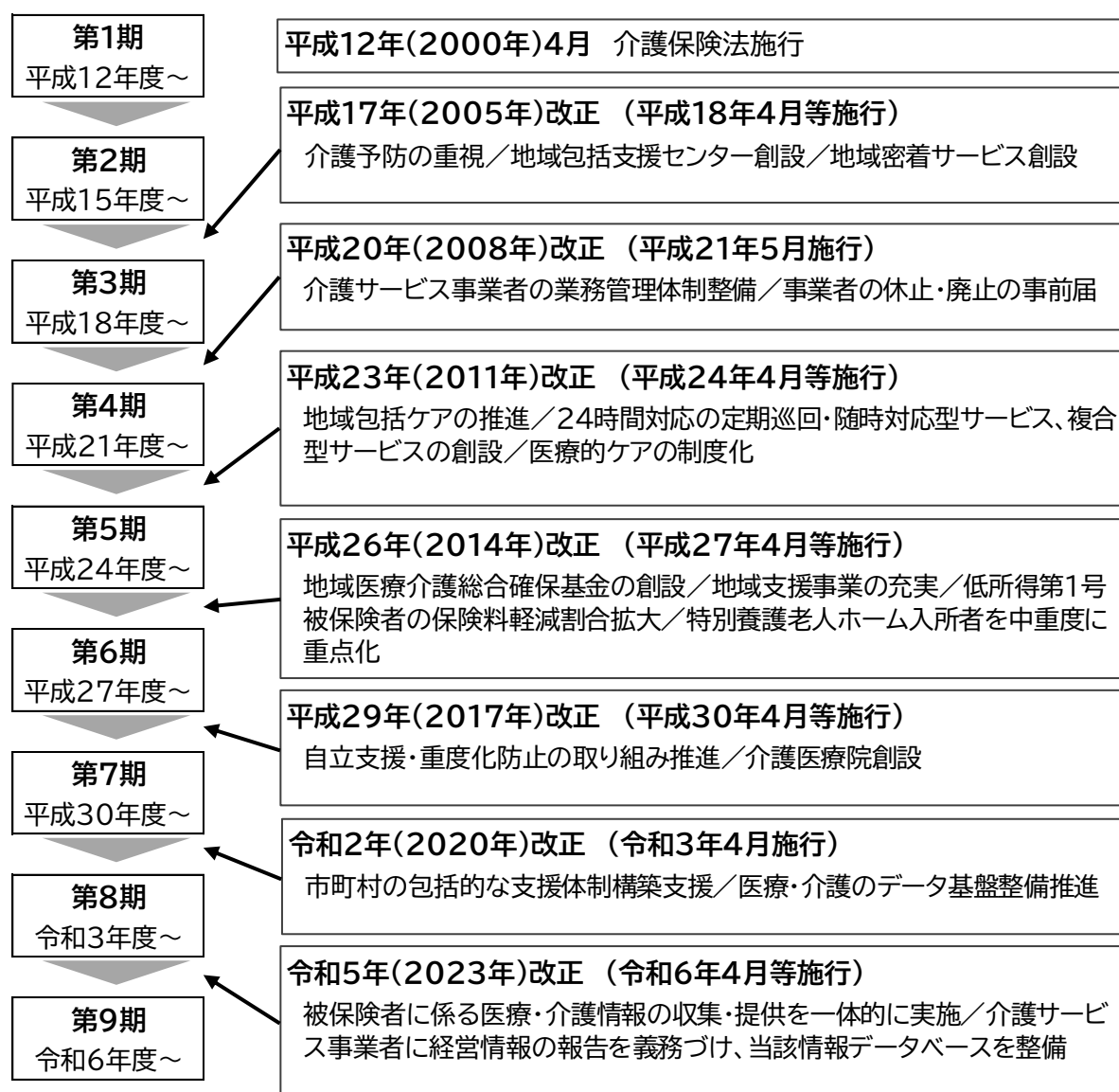
² 「支え手」・「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

(2) 計画策定にあたっての基本的な視点

① 介護保険制度の変遷

少子高齢化の進行に伴い、介護をめぐる様々な問題が顕在化するなか、介護を担う家族の負担を軽減し、介護を社会全体で支えることを目的に、平成12年(2000年)4月に介護保険制度が創設されました。平成24年(2012年)には、高齢者が住み慣れた地域で様々な支援を受けながら安心して暮らし続けるための「地域包括ケアシステム」推進の取組がスタートし、介護を必要とする高齢者を支える制度として定着しています。

■介護保険制度の主な改正経緯■



② 国の基本指針について(正式な指針公表後に更新)

介護保険法第116条で厚生労働大臣は、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定める」とこととされています。都道府県及び市町村はその基本指針に即して3年を1期とする都道府県介護保険事業支援計画、市町村介護保険事業計画をそれぞれ定めることとされており、基本指針は計画を作成するうえでのガイドラインとなっています。第10期計画の基本指針のポイントは以下のとおりです。

(a)介護サービス基盤の計画的な整備

①介護保険事業(支援)計画の策定

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が令和22年度(2040年度)を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制のあり方を検討。
- ・計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
- ・計画策定にあたって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

②地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- ・地域の類型(中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等)を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応(人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等)について議論。
- ・医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

(b)地域包括ケアシステムの深化

- ①総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。
- ②頼れる身寄りがない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。
- ③認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

(c)介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ①都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築するとともに、生産性向上等の取組の促進を図るための協議会を設置し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。
- ②テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

③ 持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けて

持続可能な開発目標(SDGs)とは Sustainable Development Goals の略称で、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。その理念は、「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会の実現を目指すものであり、持続可能な高齢者福祉施策や介護保険事業を推進することは、SDGsの達成に向けた政策としての意義を持ち合わせることとなります。

本計画期間の最終年度である令和11年(2029年)はSDGsが目標達成年度として掲げている令和12年(2030年)の前年にあたることから、本計画においてもSDGsの達成に向けて高齢者福祉の視点から貢献します。

■SDGsの17のゴール■

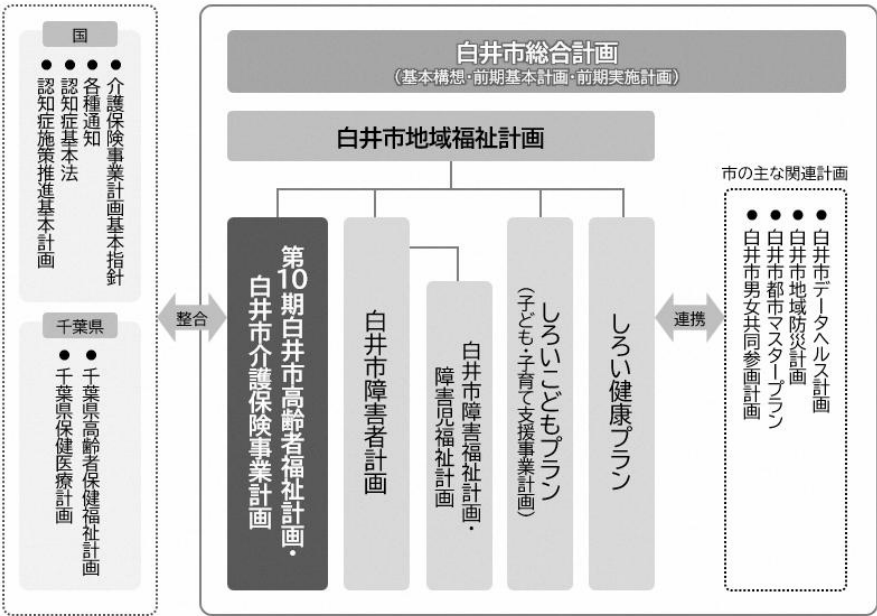


2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

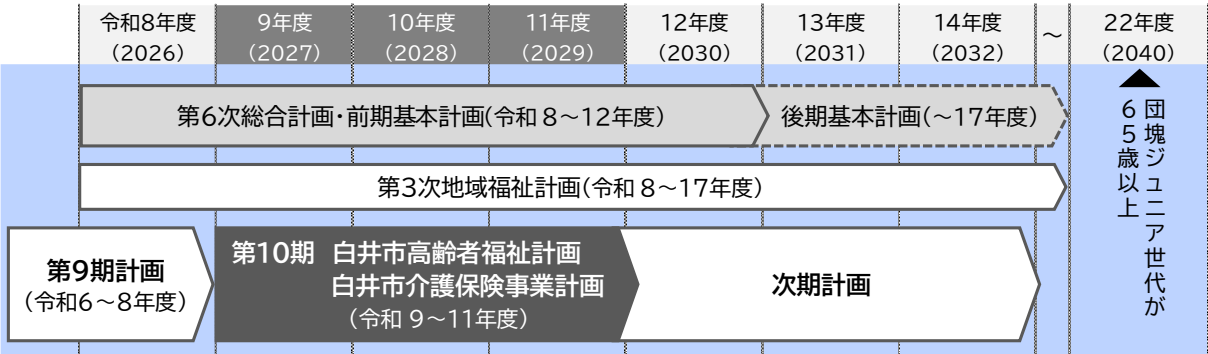
本計画は高齢者への総合的なサービス提供を行っていくため、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

また、本計画の策定にあたっては白井市の最上位計画である白井市総合計画及び保健福祉分野の計画を共通の理念でつなぐ白井市地域福祉計画を上位計画とし、白井市障害者計画、白井市障害福祉計画・障害児福祉計画、しろいこどもプラン、しろい健康プラン等、関連する市の個別計画及び千葉県の高齢者保健福祉計画、保健医療計画とも整合を図り、策定します。



(2) 計画の期間

本計画は令和9年度(2027年度)から令和11年度(2029年度)までの3年間を計画期間として策定するものです。団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据え、中長期的なサービス・給付・保険料の水準を見極めながら各施策の展開を図ります。



3 計画の策定体制

(1) 白井市介護保険運営協議会による協議

保健・医療・福祉団体の関係者、学識経験者、介護保険の被保険者等で構成される「白井市介護保険運営協議会」において、計画の方向性や内容等について協議しました。

※協議会の開催経過及び各回の概要について第6章「資料編」に掲載。

(2) 市民意見の反映

高齢者福祉に関する地域の課題やニーズの把握、及び介護を行う家族等を支援するために必要な介護サービスのあり方等の把握にあたり、地域の介護保険及び保健・医療・福祉サービスを利用している要介護者等をはじめ、被保険者である市民の意見を反映させるため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。また、本計画の原案への意見を広く市民から募るため、パブリック・コメント³を実施しました。

(3) 介護サービス事業所・介護サービス従事者の意見の反映

市内で介護サービスを提供している事業所及び市内事業所に勤めるケアマネジャーを対象としたアンケート調査（「在宅生活改善調査」、「居所変更実態調査」、「介護人材実態調査」）とヒアリング調査を実施し、介護サービス利用者の在宅生活継続や介護者の就労継続に向けて必要な取組・支援、介護人材の確保状況、介護サービス提供の実態等について意見をいただき、本計画の各種施策に反映しました。

³公的な機関が、制度等を制定する際に広く公に意見、情報、改善案を求める手続きのこと。

4 策定後の計画の進行管理

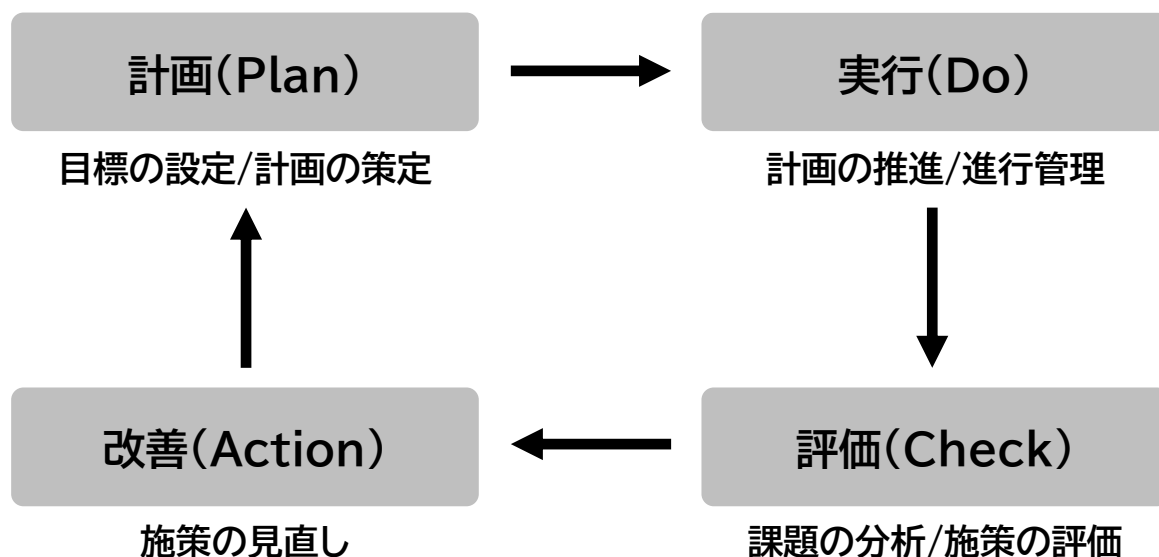
本計画に掲げた施策・事業を計画的かつ効果的に実行するため、数値目標の進捗管理を含め、各事業の進捗状況について定期的に把握・評価し、PDCAサイクル⁴に基づいて計画の推進と進捗管理を行います。

具体的には、数値指標の達成状況や「見える化システム」を活用した周辺市との比較により本市の置かれている現況を的確に捉え、その結果については広く市民に公表するとともに、その後の施策・事業展開に適切に反映させます。

また、市民・介護サービス事業者・有識者から構成される「介護保険運営協議会」を定期的に開催し、計画の実施状況に関する評価・点検を行います。

高齢者の移動支援、防災・防犯、医療提供、介護予防、社会参加促進といった高齢者福祉が直面する問題の多くは、行政の特定の部署だけで解決できるものではなく、関係する部署間の連携、さらには市民や地域関係団体・事業者との連携など、関連する幅広い主体の連携が欠かせません。本計画をより効果的に推進していくため、こうした連携の強化を図っていきます。

■PDCAサイクルの概念図■



⁴ 計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)を継続的に繰り返し、施策の推進や事業の改善につなげる仕組み。

第2章 高齢者を取り巻く状況

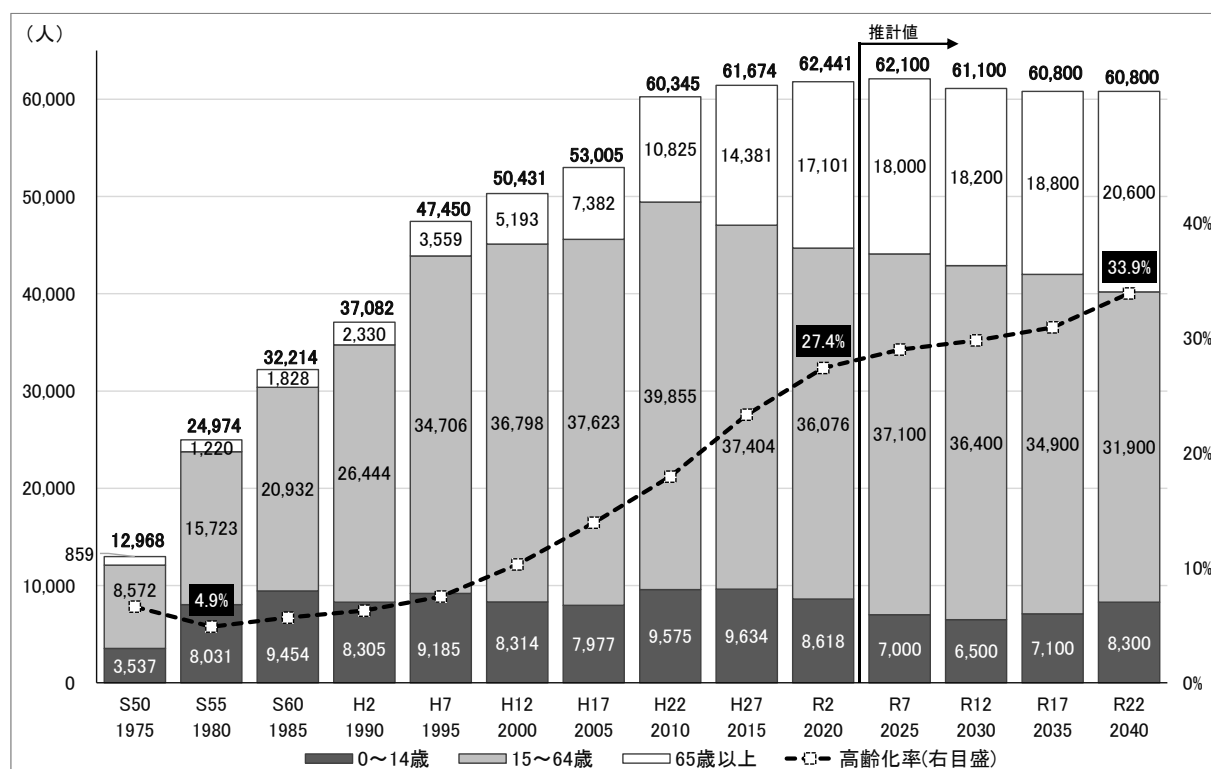
1 人口等の動向

(1) 年齢区分別人口と高齢化率の推移

白井市の人口は、昭和54年(1979年)の千葉ニュータウンの街開きを契機に急速な増加が続き、国勢調査における総人口は介護保険制度がスタートした平成12年(2000年)に5万人、平成22年(2010年)には6万人を超えました。令和2年(2020年)には過去最多となる6万2,441人にまで増加しましたが、白井市の推計では今後緩やかに減少し、令和22年(2040年)には6万800人となる見込みです。

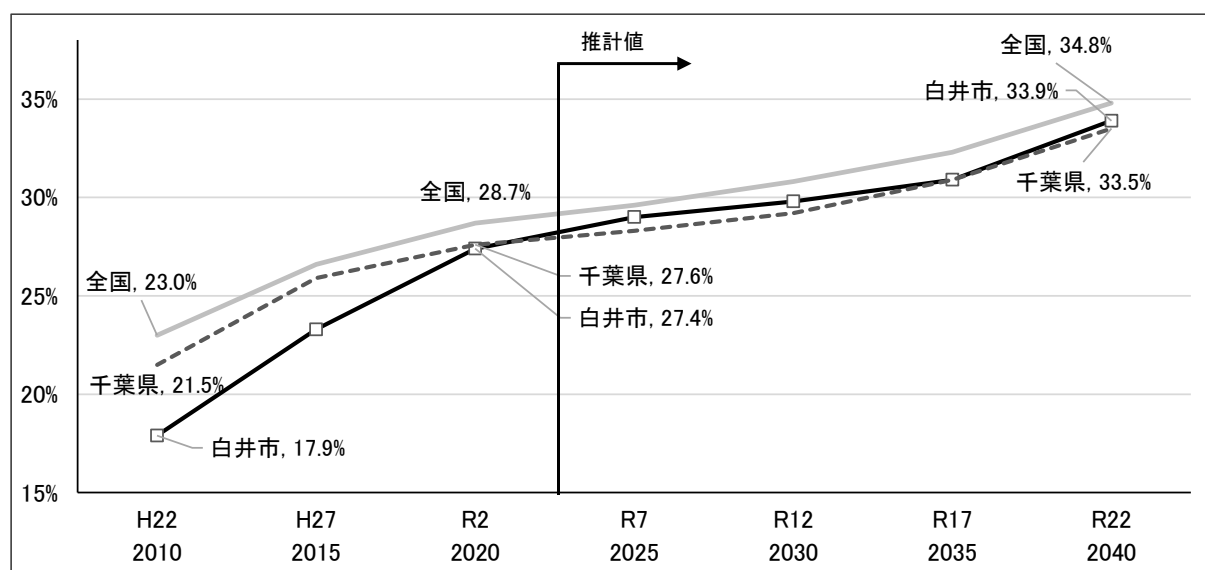
昭和55年(1980年)当時、人口の5%に満たなかった65歳以上の高齢者人口はその後増加を続け、特に2010年代以降は、千葉ニュータウンの街開き当初に入居した団塊の世代が次々に高齢期に入ることが高齢化の進展が加速し、令和2年(2020年)の高齢化率は27.4%にまで上昇しました。白井市の推計では高齢者人口は今後も増加し、令和22年(2040年)には2万人を超え、高齢化率は33.9%にまで上昇する見込みです。高齢化の推移を全国、千葉県と比較すると、平成22年(2010年)時点の白井市の高齢化率は17.9%と全国(23.0%)や千葉県(21.5%)に比べて低い水準でしたが、令和2年(2020年)時点では27.4%と10年間で約10%上昇し、この結果、全国の28.7%は下回りましたが、千葉県(27.6%)とほぼ同水準となりました。令和22年(2040年)には千葉県(33.5%)を上回る見込みです。

■白井市の人口と高齢化率の推移■



資料：令和2年(2020年)まで国勢調査、令和7年(2025年)以降は白井市「令和6年度人口推計報告書」

■全国・千葉県・白井市の高齢化率の推移■



資料：令和2年（2020年）まで国勢調査、令和7年（2025年）以降は全国と千葉県は国立社会保障・人口問題研究所の将来推計、白井市は白井市「令和6年度人口推計報告書」

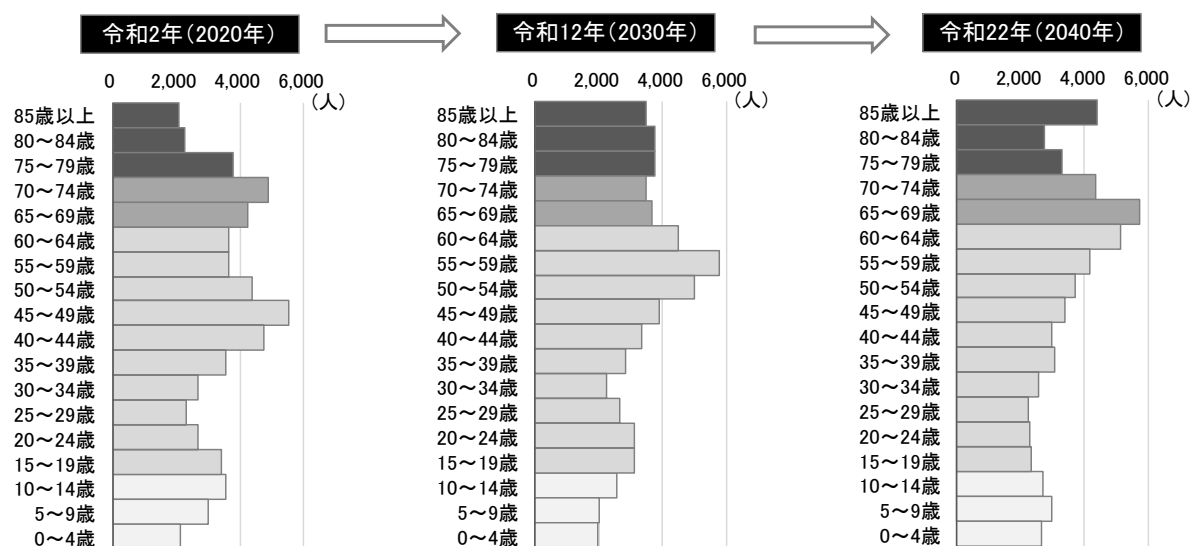
（2）年代別人口構成の状況

白井市の年代別人口構成は令和22年（2040年）に向けて少子高齢化が一段と進んでいく見通しです。令和2年（2020年）の人口ピラミッドをみると、団塊の世代である70～74歳と団塊ジュニア世代である45～49歳の人口が多くなっていますが、20年後の令和22年（2040年）の予測ピラミッドでは団塊の世代が85歳以上に、団塊ジュニア世代が65歳以上に入ることが高齢者人口の構成比が高まっています。この結果、高齢者1人あたりの現役世代人口は令和2年（2020年）の7.0人から令和22年（2040年）には1.5人へと減少することとなり、現役世代の負担が増加することや介護人材確保の困難さが増すことが見込まれます。

また、増加が見込まれる高齢者人口の将来推計についてさらに細かく年代内訳をみると、介護ニーズが高まると言われている85歳以上の人口は令和2年（2020年）の2,064人から20年後の令和22年（2040年）には4,406人へと2倍以上に増加することが見込まれています。

第2章 高齢者を取り巻く状況／人口等の動向

■白井市の人口ピラミッド■



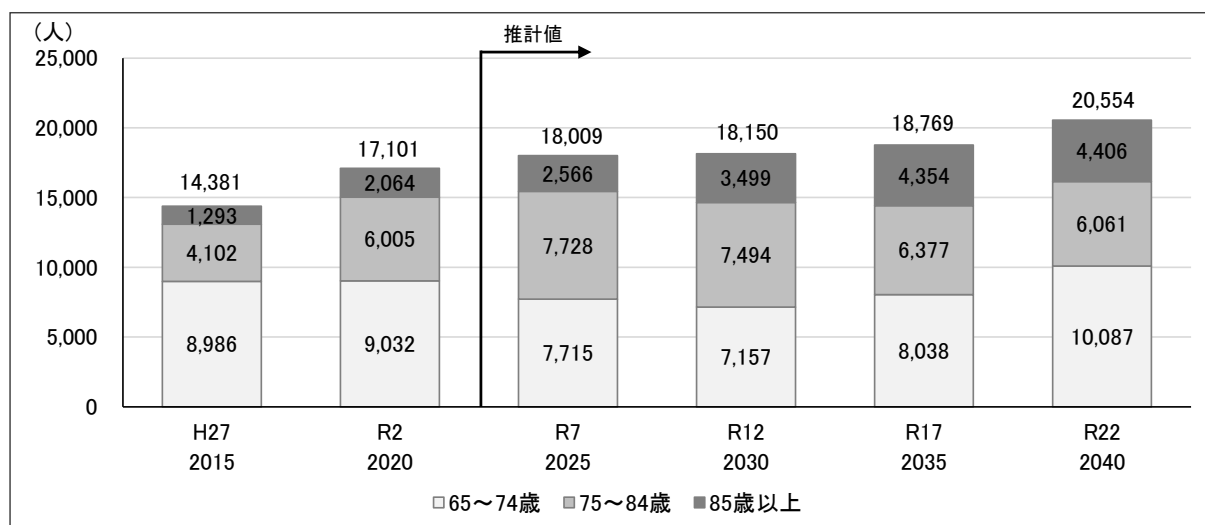
資料：白井市「令和6年度人口推計報告書」をもとに作成

■高齢者1人あたり現役世代数■



資料：厚生労働省「見える化システム」をもとに作成

■高齢者人口の内訳■



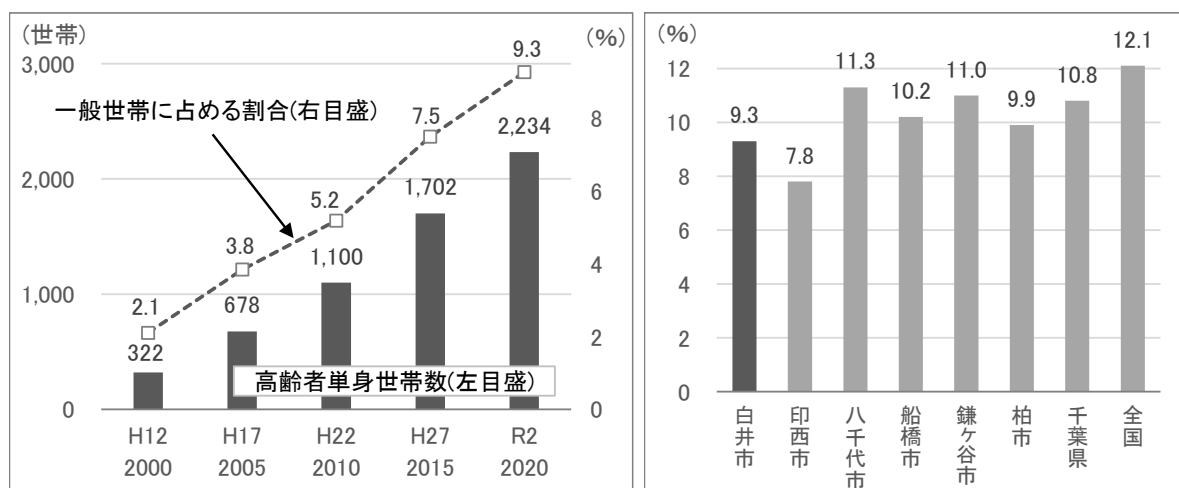
資料：令和2年(2020年)まで国勢調査、令和7年(2025年)以降は白井市「令和6年度人口推計報告書」

(3) 世帯構成の変化

白井市の高齢者単身世帯数と高齢夫婦世帯数はともに増加傾向で推移し、一般世帯数に占める割合も増加しています。高齢者単身世帯数(割合)は平成12年(2000年)時点では322世帯でしたが、20年後の令和2年(2020年)には2,234世帯にまで増加し、一般世帯に占める割合は2.1%から9.3%にまで上昇しています。高齢夫婦世帯数は同じ期間中に774世帯から3,798世帯に増加し、一般世帯に占める割合は5.1%から15.8%に上昇しています。

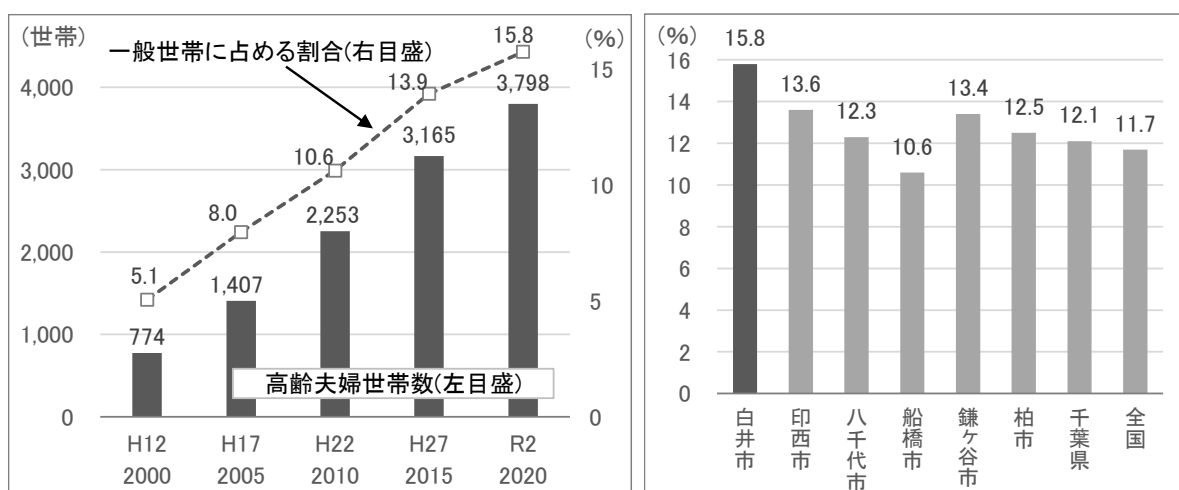
一般世帯に占める割合を令和2年(2020年)時点で全国や千葉県、近隣市と比較すると、高齢者単身世帯の割合は全国や千葉県、近隣市(印西市を除く)を下回っています。一方、高齢夫婦世帯の割合は全国、千葉県を上回り、近隣市のなかで最も高くなっております。

■高齢者単身世帯数・割合の推移と全国、千葉県、近隣市との比較(比較時点は令和2年)■



資料：総務省「国勢調査」

■高齢夫婦世帯数・割合の推移と全国、県、近隣市との比較(比較時点は令和2年)■



資料：総務省「国勢調査」

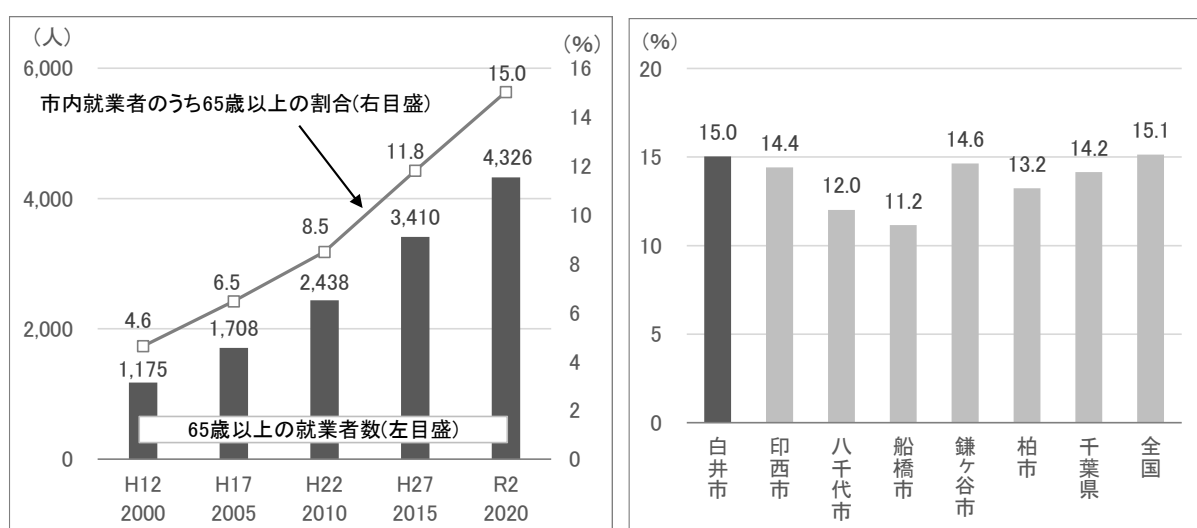
※「高齢夫婦世帯」とは、夫65歳以上妻60歳以上の1組の一般世帯をいう。

(4) 高齢者の就労状況

白井市における高齢者の就業者数は平成12年(2000年)の1,175人が令和2年(2020年)には4,326人にまで増加し、就業者数全体に占める割合は同期間中に4.6%から15.0%にまで上昇しています。令和2年(2020年)時点では、千葉県や近隣市より高い割合となっております。

高齢者の就労状況について就業者の構成比の推移をみると、「主に仕事」がおおむね7割前後を占め、次いで「家事のほか仕事」が2割から3割程度となっています。

■高齢者の就業状況の推移と全国、県、近隣市との比較(比較時点は令和2年)■



資料：総務省「国勢調査」

■高齢者の就労状況■

単位：人、%

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)
高齢者総数	5,193		7,382		10,825		14,381		17,101	
労働力人口	1,243	100.0	1,792	100.0	2,636	100.0	3,548	100.0	4,456	100.0
就業者	1,175	94.5	1,708	95.3	2,438	92.5	3,410	96.1	4,326	97.1
主に仕事	887	71.4	1,312	73.2	1,770	67.1	2,493	70.3	2,977	66.8
家事のほか仕事	251	20.2	346	19.3	590	22.4	843	23.8	1,124	25.2
通学のかたわら仕事	1	0.1	-	-	2	0.1	2	0.1	2	0.0
休業者	36	2.9	50	2.8	76	2.9	72	2.0	223	5.0
完全失業者	68	5.5	84	4.7	198	7.5	138	3.9	130	2.9
非労働力人口	3,874		5,521		8,080		10,655		11,816	

資料：総務省「国勢調査」

※「休業者」とは、「仕事を休んでいた者」をいう。「完全失業者」とは、「仕事を探していた者」をいう。

※「総数」には、労働力状態「不詳」を含む。

コラム等をいれる

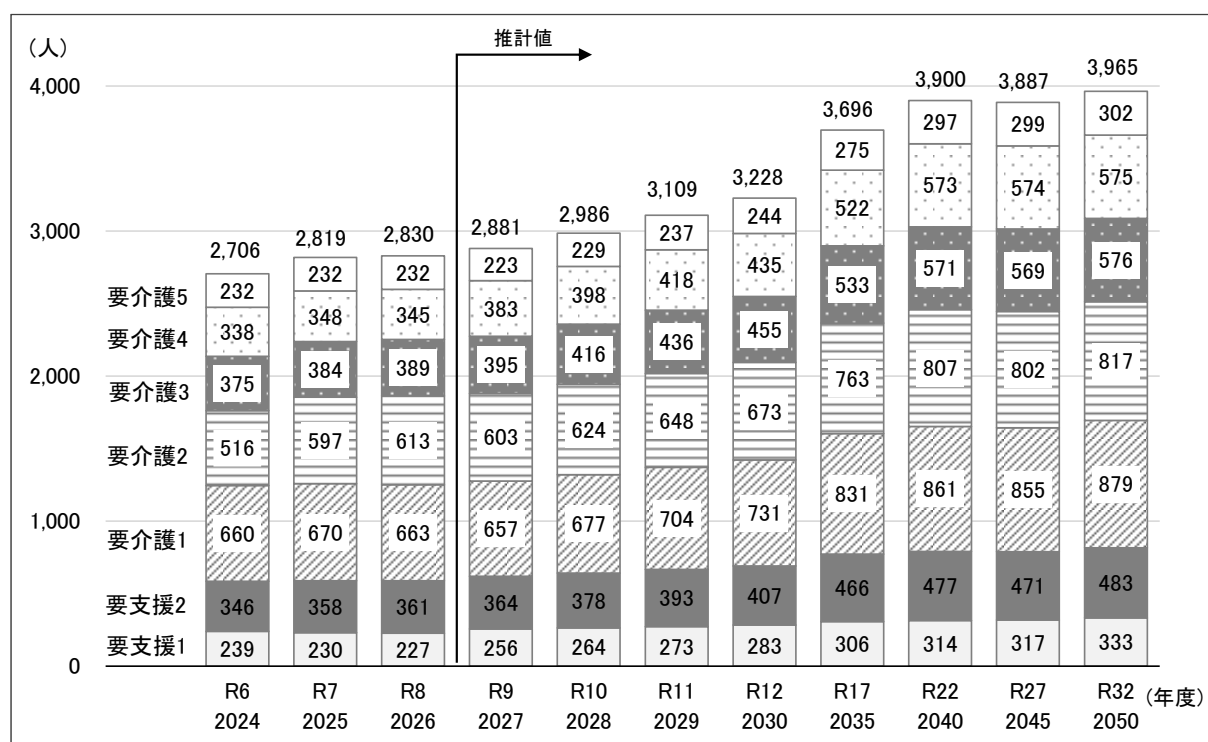
2 要介護認定者等の推計

(1) 要支援・要介護認定者数と認定率の推移

白井市における要支援・要介護認定者数は、令和8年(2026年)●月末時点で●●●●人となっており、令和6年度(2024年度)末の2,706人から●●●人増加しました。要支援・要介護認定者数は今後も増加を続ける見通しで、令和22年度(2040年度)には3,900人に達する見込みです。

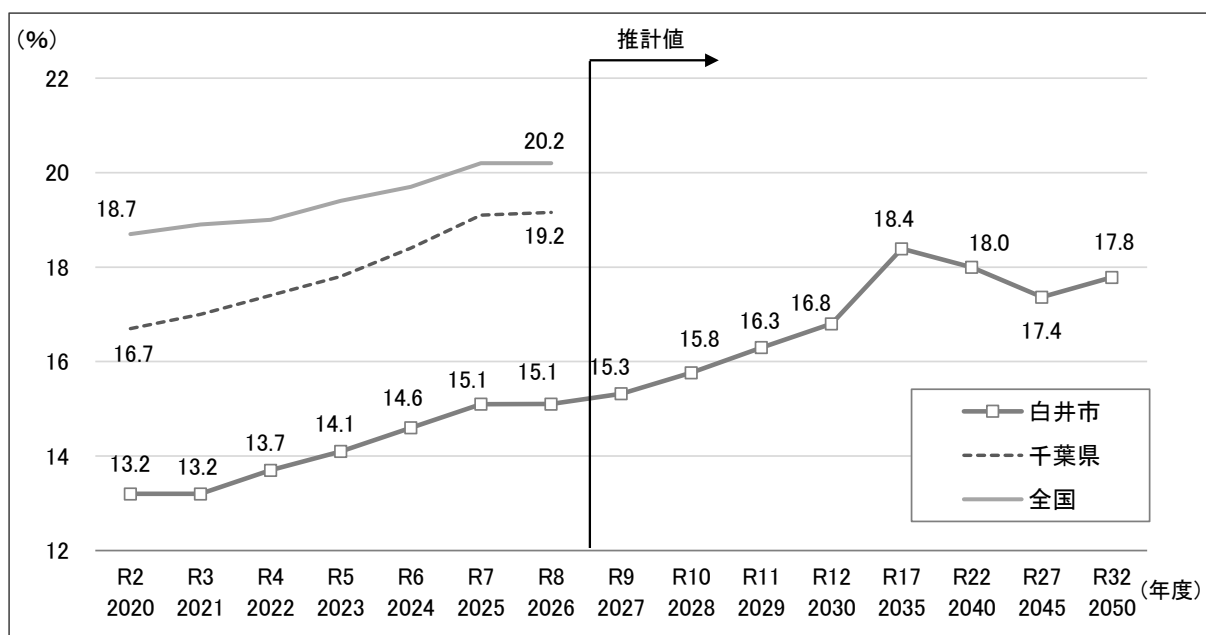
白井市の要支援・要介護認定率は全国、千葉県の水準を下回って推移していますが、令和2年度(2020年度)に13.2%であった認定率が直近の令和8年度(2026年度)には15.1%となり上昇基調で推移しています。認定率はこの先も上昇が続く見通しで、令和17年度(2035年度)には18%を超える見込みです。

■白井市における要介護・要支援認定者数の推移と見込み■



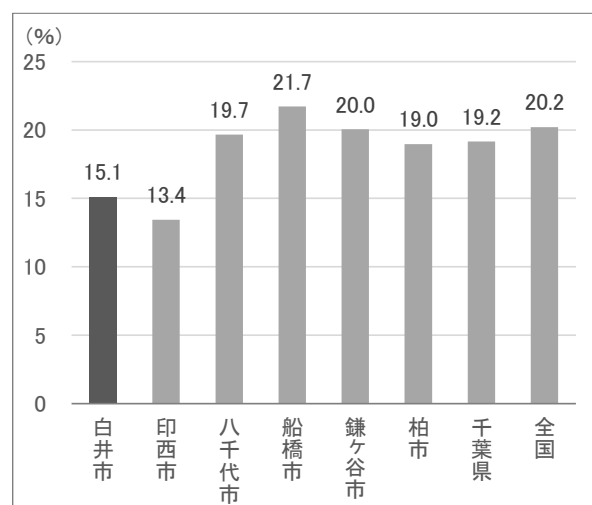
資料：令和6年度～8年度は厚生労働省「介護保険事業報告月報（年度末月、8年度は4月）」
令和9年度以降は厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」

■白井市における要介護・要支援認定率の推移と見込み■



資料：令和2年度～5年度は厚生労働省「介護保険事業報告年報」、6～8年度は「月報（年度末月、8年度は4月）」
令和9年度以降は厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」

■要介護・要支援認定率の全国、県、近隣市との比較■



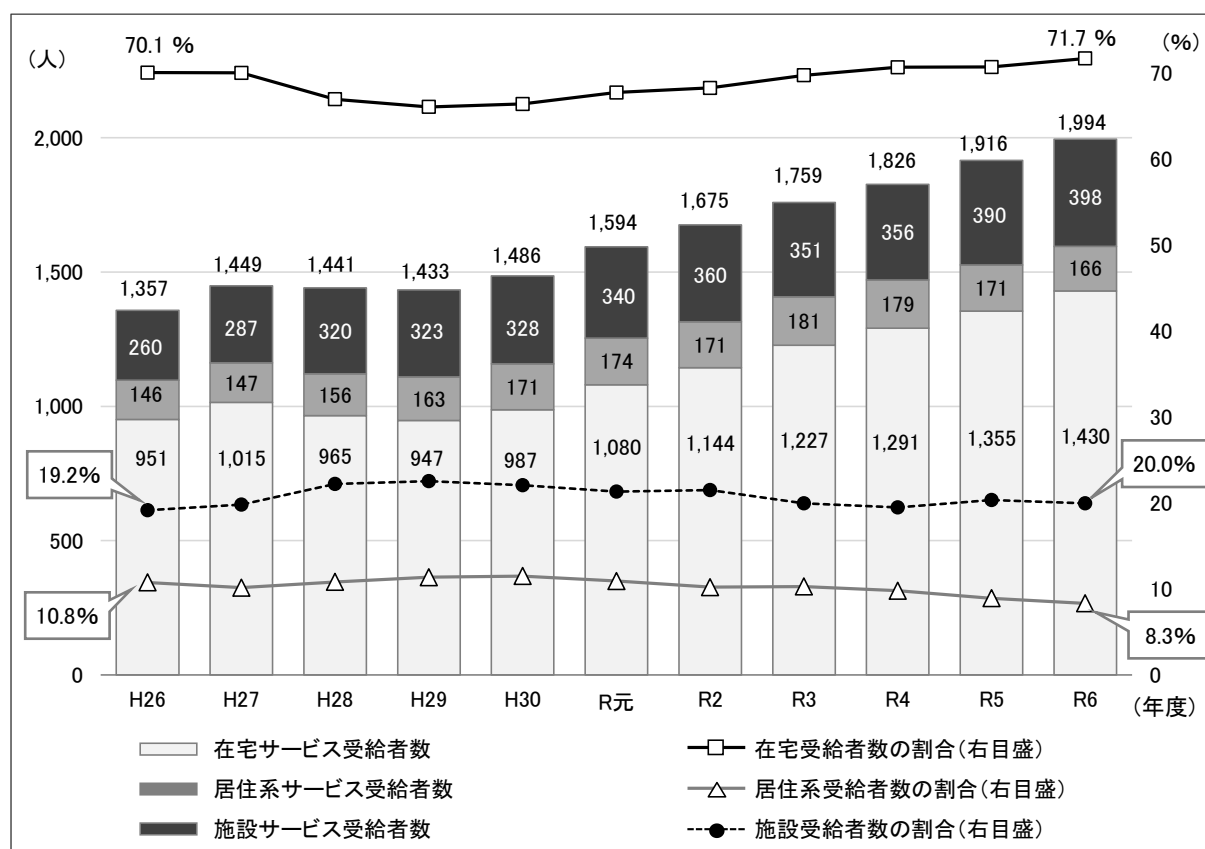
資料：厚生労働省「介護保険事業報告（月報）」（令和8年4月末現在）

(2) 介護保険サービスの利用状況

① 介護保険サービス受給者数の状況

介護保険サービスを利用する受給者数(月平均)は増加傾向で推移し、平成26年度(2014年度)の1,357人から令和6年度(2024年度)には1.5倍の1,994人に増加しています。令和6年度(2024年度)の受給者数をサービス別にみると、「在宅サービス」の受給者数が1,430人で最も多く、全体の71.7%を占めています。次いで多い「施設サービス」受給者は398人、全体に占める割合は20.0%、「居住系サービス」受給者は166人、全体に占める割合は8.3%となっています。

■介護保険サービス受給者数(月平均)の推移■



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告(月報)」12か月分の平均値

※「在宅サービス」…訪問介護、通所介護、ショートステイ等

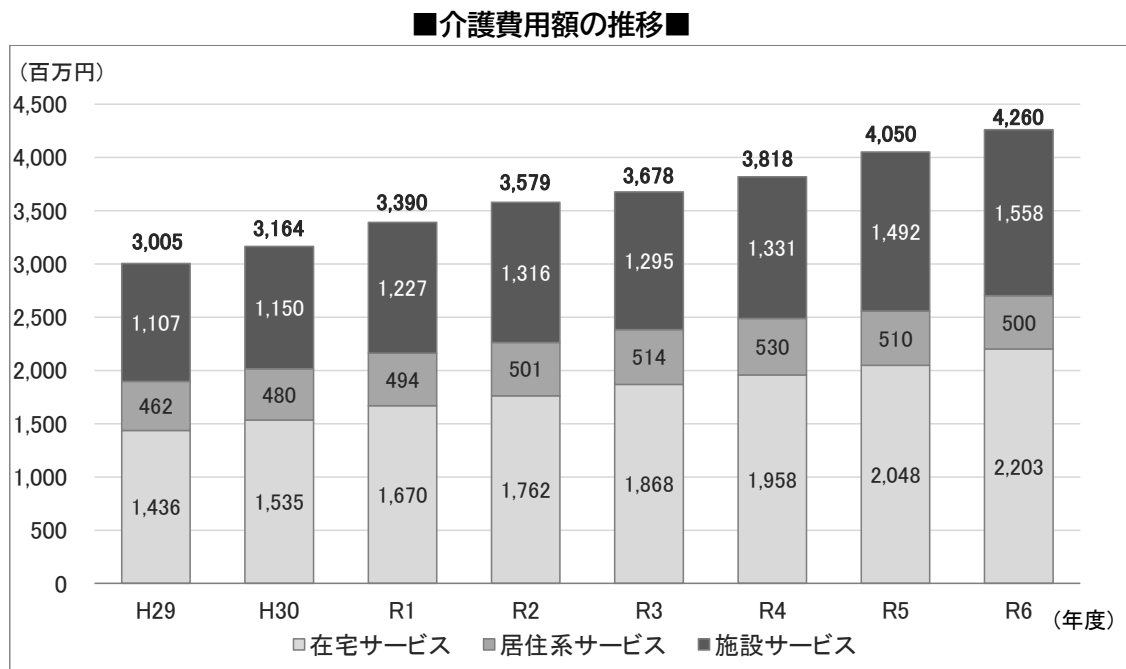
「居住系サービス」…認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護等

「施設サービス」…介護老人福祉施設、介護老人保健施設等

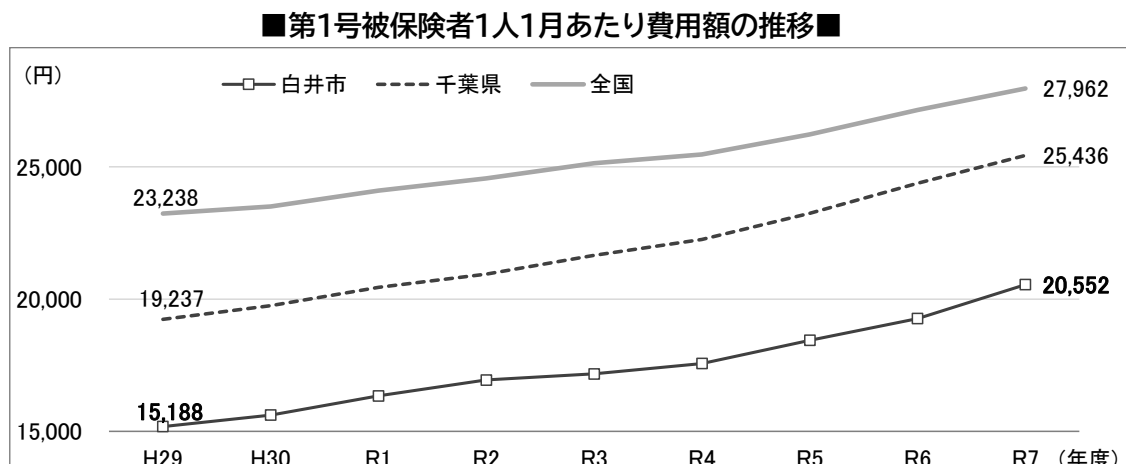
② 介護費用額の状況

白井市の令和6年度(2024年度)における介護費用額は約43億円で平成29年度(2017年度)の約30億円の約1.4倍の規模に増加しています。そのうち「在宅サービス」が約22億円で最も多く、次いで「施設サービス」が約16億円となっています。

白井市の介護費用額を第1号被保険者1人1月あたりでみると、平成29年度(2017年度)の15,188円が令和7年度(2025年度)には20,552円に増加しています。同金額を全国、千葉県と比較すると、白井市は平成29年度(2017年度)から常に下回っております。



資料：地域包括ケアシステム「見える化」システム(厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」(令和5年度まで)、「介護保険事業状況報告(月報)」の累計(令和6年度))



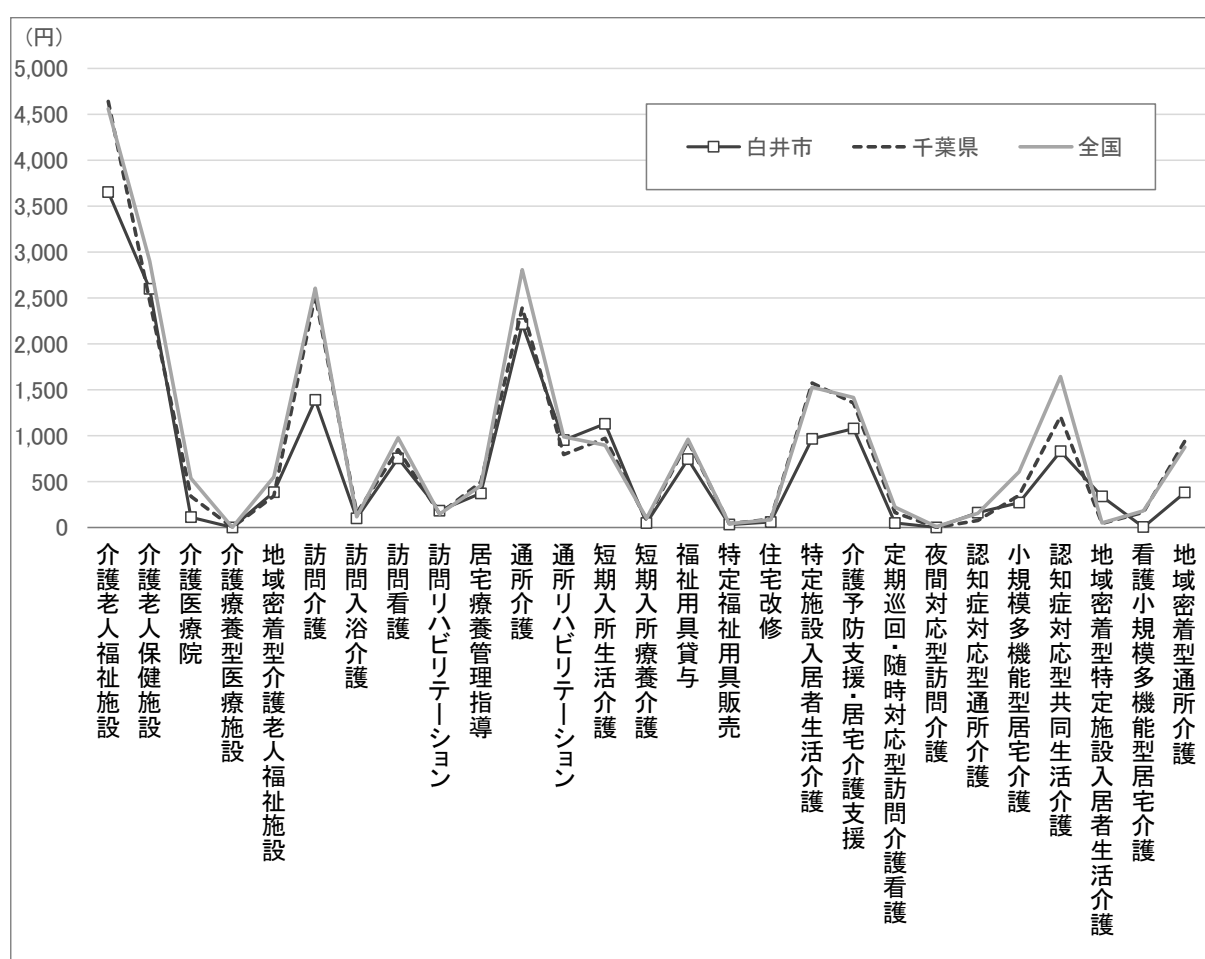
資料：地域包括ケアシステム「見える化」システム(厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」(令和5年度まで)、「介護保険事業状況報告(月報)」の累計(令和6、7年度))

③ サービス別介護給付額の状況

白井市における第1号被保険者1人あたりの介護保険給付月額をサービス種類別にみると、「介護老人福祉施設」が最も高く、次いで高い順に「介護老人保健施設」、「通所介護」、「訪問介護」、「短期入所生活介護」、「介護予防支援・居宅介護支援」までが1,000円を超えています。

全国、千葉県と比較すると、大幅に上回るサービスが見当たらない一方、「介護老人福祉施設」、「訪問介護」、「特定施設入居者生活介護」、「認知症対応型共同生活介護」は全国、千葉県よりも低い金額となっています。

■第1号被保険者1人あたり給付月額(サービス種類別)■



資料：厚生労働省『地域包括ケア「見える化」システム』

3 市民・事業所アンケート調査の結果

(1) 実施概要

① 調査の目的

本計画を策定するにあたり、白井市における高齢者等の生活の実態や介護サービスの現状を把握することを目的として市内高齢者、介護サービス提供事業者、ケアマネジャーを対象とした計4種類のアンケートを実施しました。

② 調査の実施概要

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査趣旨	● 要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することにより地域の抱える課題を特定 ● 介護予防・日常生活支援総合事業の評価に活用
調査対象	市内にお住まいの65歳以上の方、要支援1、2、介護予防・日常生活総合事業対象者(施設入所者を除く)のなかから無作為抽出
調査方法	郵送
調査期間	令和8年1月～2月
回収状況	【配布数】2,500人 【有効回答数(率)】1,914人(76.6%)

■在宅生活改善調査

調査趣旨	● 現在自宅等にお住まいの方で、「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」もしくは「家族等介護者の就労継続が難しくなっている利用者」について生活の維持・介護者の就労継続が難しくなっている理由を把握し、自宅での生活の維持や介護者の就労継続に必要な取組を検討 ● ケアマネジャーの業務実態を把握し、業務負担の改善に必要な取組等を検討
調査対象	市内の介護サービス事業者、及び同事業者に在籍するケアマネジャー
調査方法	電子メール
調査期間	令和8年1月～2月
回収状況	【配布数】22事業所 【有効回答数(率)】22事業所(100%)

■ 居所変更実態調査

調査趣旨	● 過去1年間に施設・居住系サービスから居所を変更した方の人数や死亡した人数等を把握し、施設・居住系サービスでの生活の継続性を高めるために必要な機能について検討
調査対象	市内の施設・居住系サービス事業者(住宅型有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム、(地域密着型)特定施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、(地域密着型)特別養護老人ホーム)
調査方法	電子メール
調査期間	令和8年1月～2月
回収状況	【配布数】19事業所 【有効回答数(率)】17事業所(89.5%)

■ 介護人材実態調査

調査趣旨	● 介護人材の①性別・年齢構成、②資格保有状況、③過去1年間の採用・離職の状況、④訪問介護サービスにおけるサービス提供の実態などを把握し、職員の確保・定着、育成、もしくは業務改善に必要な取組等を検討
調査対象	市内の介護サービス事業者(施設・居住系サービス、通所系サービス、訪問系サービス、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護)
調査方法	電子メール
調査期間	令和8年1月～2月
回収状況	【配布数】53事業所 【有効回答数(率)】34事業所(64.2%)

(2) 調査結果の概要

実施した4種類のアンケートからみえてきた主な課題を、①介護が必要になる前の段階、②介護が必要になった後の段階、③施設入所の段階、の3つの段階に分けて整理しました。

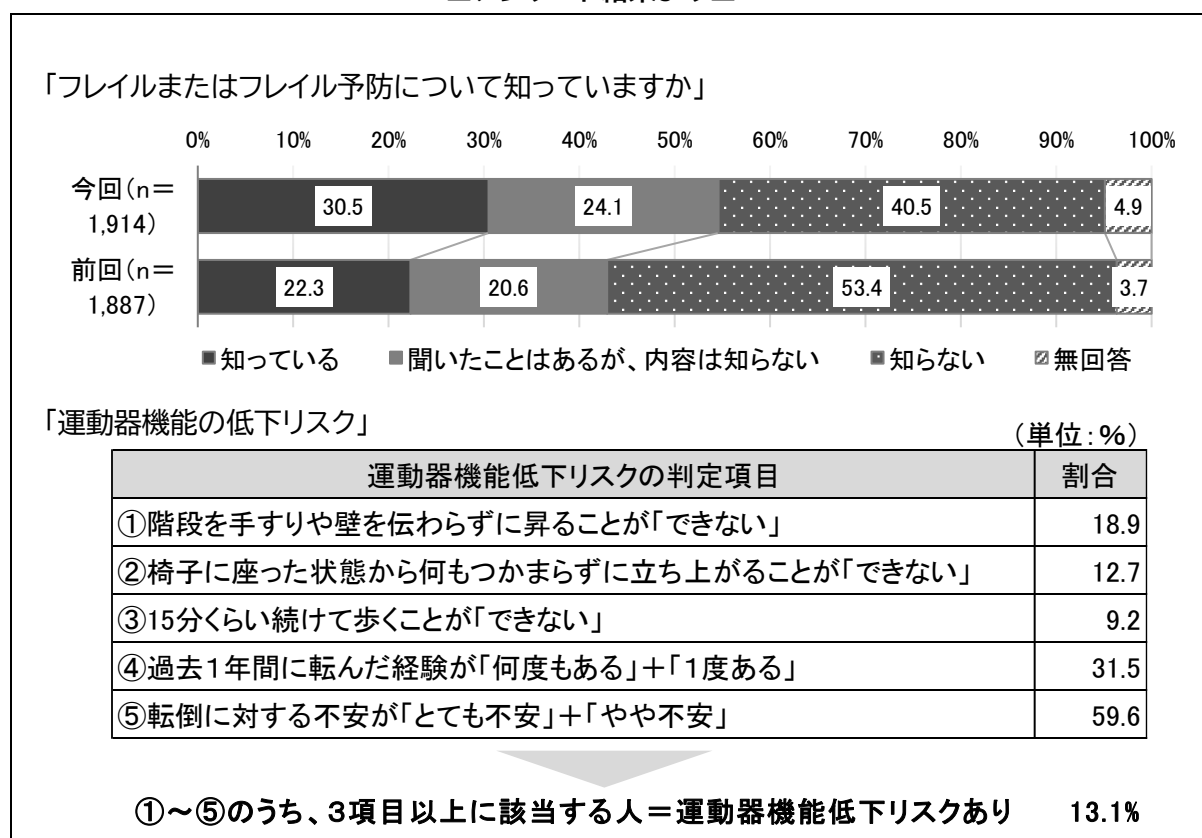
① 介護が必要になる前の段階

～ 健康寿命の延伸と社会参加の促進～

(a)フレイル⁵予防の推進

フレイル予防は生活の維持にとって非常に重要ですが、市内における認知度は十分とは言えません。「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、フレイル予防について「知らない」と回答した高齢者が40.5%に上り、前回調査(53.4%)と比べると認知度は向上しているものの依然として4割の高齢者に知られていない状況です。同じ調査では「階段を手すりや壁を伝わらずに昇る」、「椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がる」、「15分くらい続けて歩く」といった基本的な動作について「できない」と回答する人がそれぞれ18.9%、12.7%、9.2%となっており、予防的介入を必要とする高齢者が少なくないことから、引き続きフレイル予防に関する認知度を高めるとともに、きめ細やかなフレイル予防の実施が求められます。

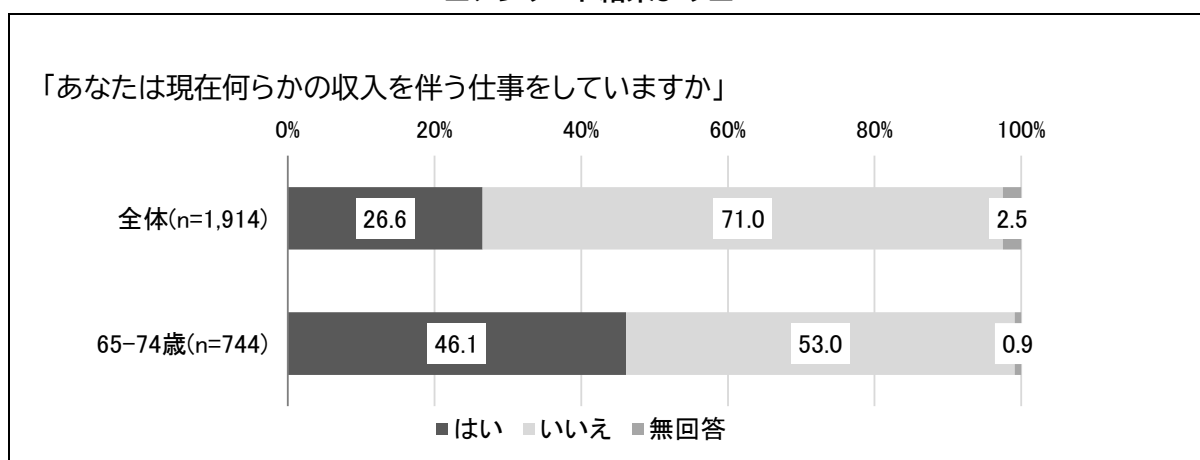
■アンケート結果より■



⁵ 高齢期に病気や加齢などによる影響を受けて生活機能が低下し、将来要介護状態となる可能性が高い状態のこと。

(b) 高齢期の就労意欲に対するフォローアップ

健康寿命の延伸に伴い、定年後も働き続けたいと考える高齢者は全国的に増加しています。「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の回答者にも就労意欲と社会貢献への関心がみられました。65～74歳の高齢者のうち現在収入を伴う仕事をしている割合は46.1%と全体の26.6%を大きく上回っています。また、現在仕事をしていない高齢者のうち9.3%が「今後、仕事をしてみたい」と回答しています。高齢者の体力や経験に応じた多様な就労機会の提供、またそれらをマッチングする仕組みの強化が求められます。

■アンケート結果より■**(c) 高齢者の社会参加の促進**

高齢者の健康維持や生きがいづくりには、社会的なつながりや地域活動への参加が重要です。しかし、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」によると、市内高齢者の地域活動への参加率は高いとは言えず、ボランティアやスポーツ、趣味、学習・教養など、ほとんどの地域活動について「参加していない」と回答した高齢者の割合が半数を超えています。小学校区別にみると、七次台小学校区や桜台小学校区などで「参加していない」割合が全体より5ポイント以上高い活動が複数みられ、地域活動への参加率が相対的に低くなっています。

外出頻度については、全体の17%が週1回以下にとどまっています。また、外出頻度が低い層ほど「物忘れが多いと感じる」割合が高く、「ほとんど外出しない」と回答した人では54.5%が物忘れを自覚している状況です。

これらの結果は、社会的なつながりの低下が身体機能の低下だけでなく認知機能にも影響を及ぼす可能性を示しております。そのため、認知症対策を進めるうえで高齢者の孤立防止が重要な課題であり、高齢者が気軽に外出し、地域活動に参加できる機会を充実させることを通じて高齢者の社会参加を促進していく取組が求められます。

■アンケート結果より■

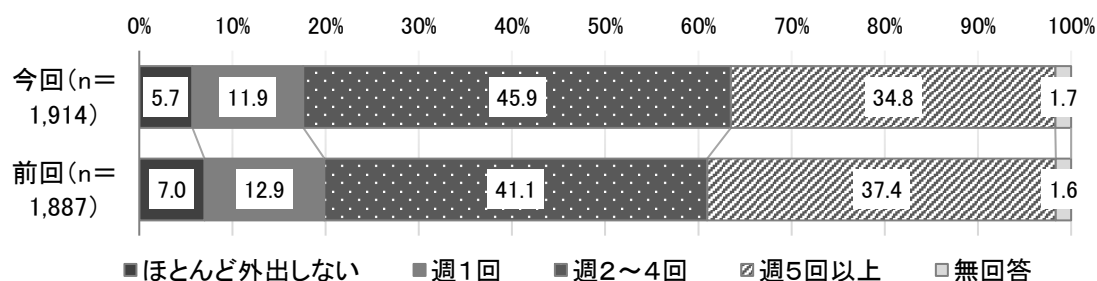
「地域での活動状況－参加していない割合」

【参加していない割合】※「全体」より5ポイント以上高い部分を網掛け

(単位: %)

	ボランティアのグループ	スポーツ関係のグループ	趣味関係のグループ	学習・教養サークル	介護予防のため	高齢者クラブ	町内会・自治会	収入のある仕事
全体	66.4	55.7	54.5	66.7	64.9	68.8	49.4	54.7
第一小学校区	66.2	61.8	52.9	66.2	66.9	70.6	52.2	48.5
第二小学校区	56.1	57.0	55.1	62.6	56.1	57.0	39.3	45.8
南山小学校区	66.5	55.1	52.1	65.4	63.5	68.4	48.7	56.7
池の上小学校区	67.6	55.6	52.4	66.9	68.4	71.6	54.5	57.1
桜台小学校区	70.6	57.5	59.3	70.1	70.6	74.3	48.6	57.5
第三小学校区	62.7	55.3	57.9	63.2	61.4	62.3	49.1	50.0
大山口小学校区	65.3	55.0	52.9	66.9	64.9	66.5	44.2	56.2
清水口小学校区	64.1	49.6	51.8	64.8	60.2	67.3	50.0	53.9
七次台小学校区	76.2	61.0	59.8	75.0	72.0	79.3	54.9	61.0

「外出頻度」



「物忘れが多いと感じますか × 外出頻度」

(単位: %)

			物忘れが多いと感じるか		
		件数 (n)	はい	いいえ	無回答
外出頻度	全体	1,882	43.5	54.9	1.6
	ほとんど外出しない	110	54.5	44.5	0.9
	週1回	227	51.5	45.4	3.1
	週2～4回	879	46.8	51.5	1.7
	週5回以上	666	34.5	64.3	1.2

② 介護が必要になった後の段階 ～ 在宅生活の維持と支援 ～

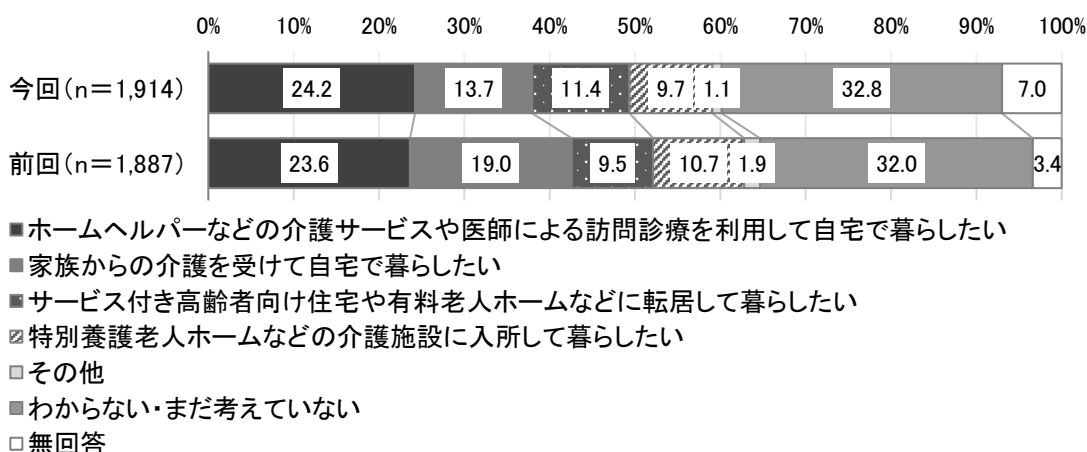
(a) 自宅での生活継続の希望と限界点

介護が必要になっても住み慣れた自宅での生活を希望する割合は37.9%と前回の42.6%よりは減少したものの、依然として4割近くを占めています。しかし、加齢に伴う心身の機能低下や認知症の進行によって在宅での生活を継続するのが難しくなっているのが現状です。また、自由記述の回答では「認知症が進行し徘徊等がみられるようになった」、「排泄の失敗」、「一人で留守番ができなくなった」等を理由に施設を検討するケースがみられたほか、転倒骨折などをきっかけに急激にADL⁶が低下し、施設入所せざるを得ない状況も見受けられました。

あわせて、「在宅生活改善調査」では、在宅生活の維持が難しくなる理由として「家族介護者の負担増大」を挙げた回答が66.0%と高い割合となったほか、「家族介護者の就労継続が困難になり始めた」という回答も17.0%あり、介護を理由とした離職が実際に起こっていることが改めて確認されました。

■アンケート結果より■

「介護が必要になったとき、どんな暮らし方が一番希望に近いですか」



「生活の維持が難しくなっている理由(本人の状態に属する理由)」

1位	認知症の症状の悪化(66.0%)
2位	その他、本人の状態等の悪化(54.3%)
3位	必要な生活支援の発生・増大(47.9%)

「生活の維持が難しくなっている理由(家族等介護者の意向・負担等に属する理由)」

1位	介護者の介護に係る不安・負担量の増大(66.0%)
2位	本人と家族等の関係性に課題があるから(30.9%)
3位	その他、家族等介護者の意向等があるから(27.7%)

⁶ ADL(Activities of Daily Living):食事、入浴、排せつ、移動など、日常生活を営むための基本的な動作のこと。

(b)在宅サービス供給体制の不足

自宅での生活を継続したいという希望に対し、現在の介護サービス供給体制には課題がみられます。「在宅生活改善調査」において、白井市に不足している介護保険サービスとして「居宅介護支援」(59.1%)、「訪問介護」(54.5%)、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」(50.0%)という回答が多くなっています。

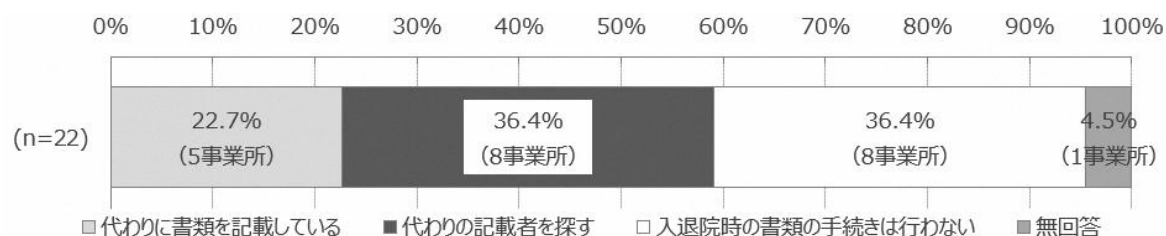
在宅生活を支えるうえで重要な役割を担うのがケアマネジャーですが、人員不足が顕在化しています。具体的にはケアマネジメントの依頼を「断ったことがある」と回答した居宅介護事業者が88.2%あり、依頼を断った理由として「恒常的に職員が不足しているため」が73.3%となっています。また、独居高齢者の入退院時の手続(代筆)や夜間緊急連絡を受けた訪問、救急車への同乗などに対応している居宅介護事業者もみられ、人員不足に加えてこうした対応に追われることで業務負担が大きくなっています。国が推進する「地域包括ケアシステム」を実効性のあるものとするためにはケアマネジャーの確保と業務負担の軽減が喫緊の課題となっています。

■アンケート結果より■

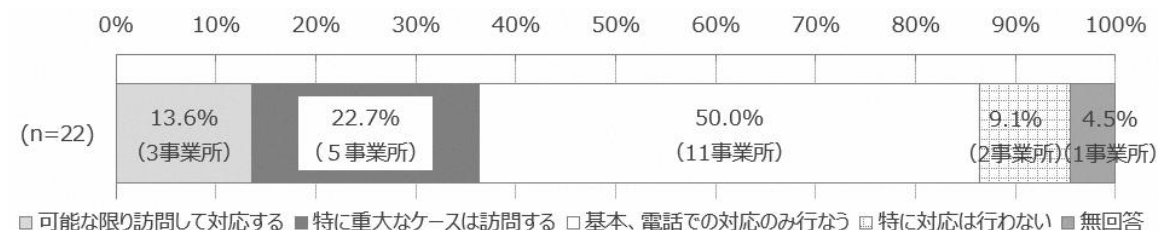
「白井市に不足している介護保険サービス」

1位	居宅介護支援(59.1%)
2位	訪問介護(54.5%)
3位	定期巡回・随時対応型訪問介護看護(50.0%)

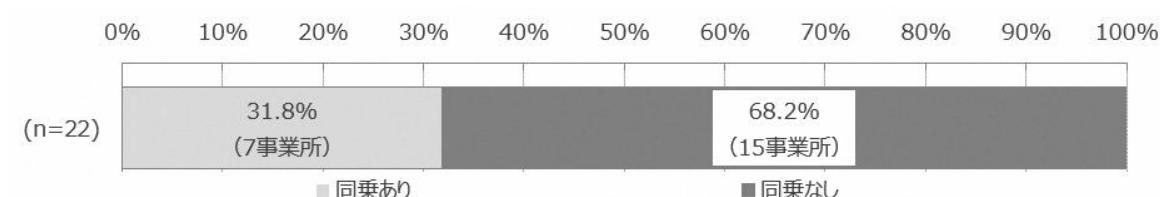
「独居高齢者の入退院時に手続きする人がいない場合の対応」



「独居高齢者からの夜間緊急連絡への対応」



「独居高齢者の救急搬送における救急車への同乗」



(c) 認知症への備えと相談・情報提供体制の強化

認知症は高齢者にとって大きな不安要因であり、国も「認知症基本法」を制定するなど、取組に力を入れています。こうしたなか、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では認知症の相談窓口を「知らない」と回答した割合が71.8%と7割を超えました。この数値は第9期計画策定時の全国集計における「知らない」と回答した割合(67.2%)を上回り、白井市では認知症に関する知識や相談窓口の認知度に課題があると考えられます。

さらに、本人や家族に認知症の症状がある場合でも相談窓口の認知度は44.3%にとどまっており、相談を必要とする人に情報が十分に行き届いていない可能性があります。国が提唱する「新しい認知症観(認知症になっても、住み慣れた地域で仲間とつながりながら、自分らしい生活を続けていけるという前向きな考え方)」についても、74.2%の高齢者が「知らない」と回答しており、認知症の予防啓発から早期相談、治療等まで、情報提供体制のさらなる強化が求められます。

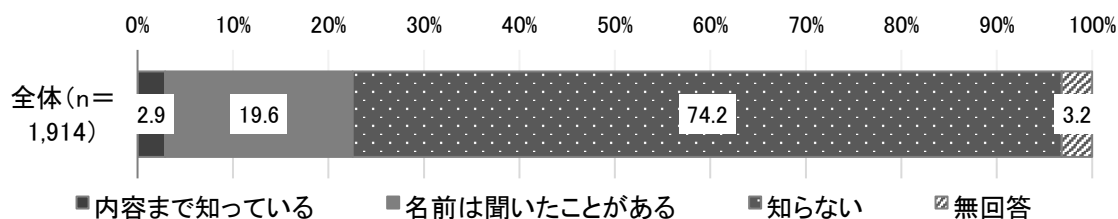
■アンケート結果より■

「認知症相談窓口の認知度」

(単位: %)

			相談窓口を知っているか		
		件数 (n)	はい	いいえ	無回答
認知症の 症状が あるか	全体	1,896	27.1	72.1	0.8
	はい	194	44.3	54.6	1.0
	いいえ	1,702	25.1	74.1	0.8

「『新しい認知症観』の認知度」



③ 施設入所の段階

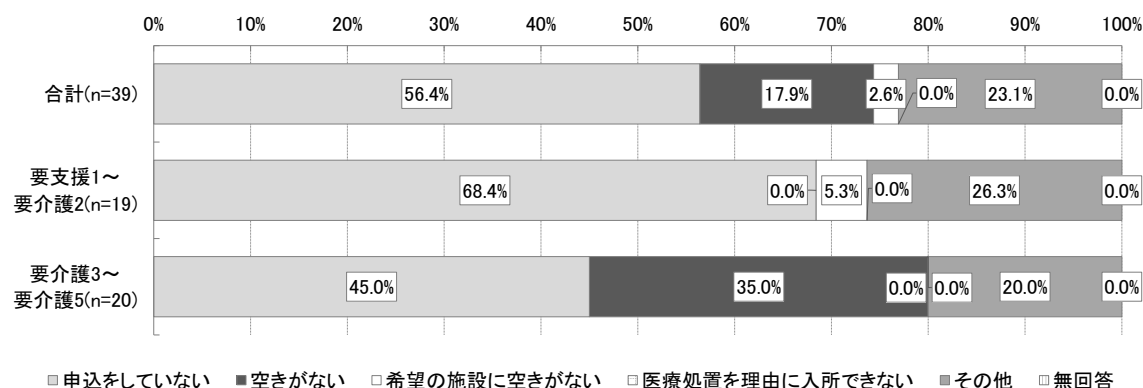
～ 多様なニーズへの対応と供給体制の確保 ～

(a) 施設入所希望者の現状と高まる医療ニーズへの対応

「在宅生活改善調査」によると、特別養護老人ホームへの入所を希望するものの「空きがない」割合が全体では17.9%、要介護3～5では35.0%となっています。また、「居所変更実態調査」では、居所を変更した高齢者のうち要介護度が高いほど施設への移行が多い結果となっています。入所希望者には医療ニーズを抱える重度者が含まれていることが考えられることから施設側にはこうしたニーズに対応すべく、医療機関との連携強化、医療的ケアに対応できる介護職員の育成など、介護施設における医療ニーズへの対応力を向上させるとともに、情報提供・相談支援の強化が求められます。

■ アンケート結果より ■

「特養に入所できていない理由」



「居所変更した人の要支援・要介護度」

サービス種別	自立	支1	支2	介1	介2	介3	介4	介5	死亡	申請中	合計
住宅型有料 (n=0)	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%
軽費 (n=0)	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%
サ高住 (n=3)	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	4人 16.0%	1人 4.0%	4人 16.0%	2人 8.0%	1人 4.0%	13人 52.0%	0人 0.0%	25人 100.0%
GH (n=6)	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	1人 6.3%	4人 25.0%	3人 18.8%	2人 12.5%	6人 37.5%	0人 0.0%	16人 100.0%
特定 (n=1)	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	2人 6.9%	3人 10.3%	0人 0.0%	0人 0.0%	2人 6.9%	22人 75.9%	0人 0.0%	29人 100.0%
地密特定 (n=1)	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	1人 6.7%	0人 0.0%	5人 33.3%	5人 33.3%	3人 20.0%	1人 6.7%	0人 0.0%	15人 100.0%
老健 (n=1)	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	10人 12.2%	15人 18.3%	13人 15.9%	21人 25.6%	9人 11.0%	14人 17.1%	0人 0.0%	82人 100.0%
介護医療院 (n=0)	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%
特養 (n=3)	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	1人 1.1%	1人 1.1%	14人 15.6%	25人 27.8%	30人 33.3%	19人 21.1%	0人 0.0%	90人 100.0%
地密特養 (n=0)	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%
合計 (n=15)	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	18人 7.0%	21人 8.2%	40人 15.6%	56人 21.8%	47人 18.3%	75人 29.2%	0人 0.0%	257人 100.0%

④ 介護サービスの供給体制の確保

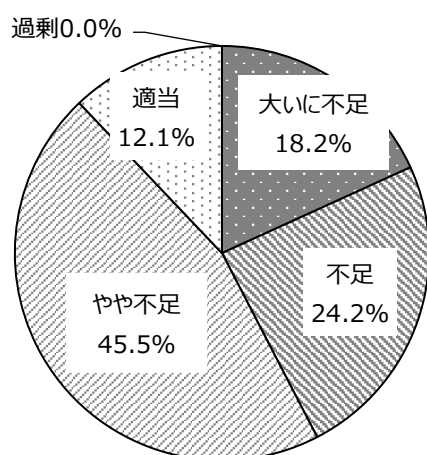
(a) 介護人材の確保・定着と働きがいのある職場環境の整備

高齢化の進展に伴い介護サービス需要が高まる一方、介護人材の不足は白井市においても課題となっています。「介護人材実態調査」によると、約88%の事業所が介護職員の不足を感じており、主な要因として「介護業界が不人気」(69.0%)、「職員の高齢化」(69.0%)、「給与水準が低い」(48.3%)などが挙げられています。

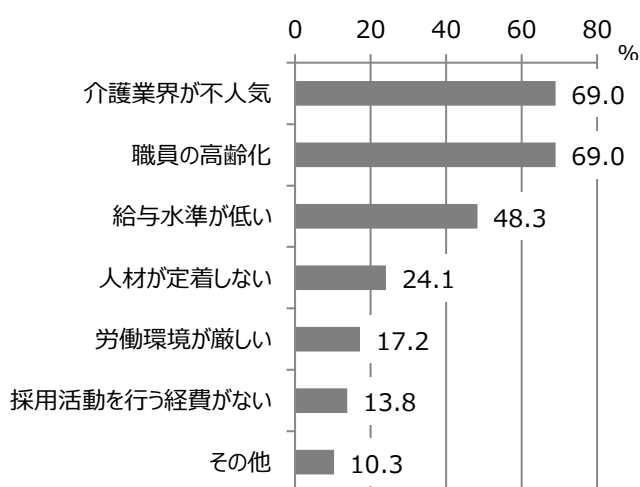
介護人材不足の解消には、新たな人材の確保だけでなく、既存の職員が働き続けられる環境づくり(＝離職防止のための取組)が重要です。効果があつた取組としては、「新人の指導担当・アドバイザーを置いている」(81.8%)、「本人の希望に応じた勤務体制等の労働状況の改善に取り組んでいる」(75.0%)、「仕事内容の希望を聞いて配置している」(68.8%)などが挙げられます。業務負担の軽減、処遇の改善、キャリアアップの機会提供など、多角的かつ継続的なアプローチによる職員の働きがい向上に向けた取組が求められます。

■アンケート結果より■

「介護職員の過不足状況」



「介護職員が不足する要因」



「定着につながる取組」

取組の内容	「効果があつた」と回答した割合
新人の指導担当・アドバイザーを置いている	81.8%
本人の希望に応じた勤務体制等の労働状況の改善に取り組んでいる	75.0%
仕事内容の希望を聞いて配置している	68.8%
子育て支援（保育所の設置、保育費用支援等）	66.7%
残業を少なくする、休暇を取りやすくするなどの労働条件改善	57.1%
非正規職員から正規職員への転換の機会を設けている	54.5%

4 市の取組～第9期の振り返り

(1) 基本方針1 地域包括ケアシステムの推進

① 地域包括ケアシステムの推進

- 地域包括支援センターの対応力向上に向けた研修会・事例検討会を開催するとともに、センターの機能強化を図るべく継続的に運営評価を実施。
- 医療・介護関係者間の情報共有・連携強化に向け多職種連携システム「バイタルリンク」を活用するとともに、在宅医療・介護関係者向けの研修会を開催。
- 地域全体で認知症の人とその家族を支える共生社会の構築に向け、認知症カフェの運営支援、認知症サポーター・パートナー養成講座の開催、認知症初期集中支援チームによる支援を実施。
- 地域における住民同士の支え合い体制の充実に向け、地域の活動団体への資金的なサポートや地域資源の創設に取り組む生活支援コーディネーターの活動支援を実施。
- 高齢者の自立支援や個別の困りごとに対応するために、地域ケア推進会議、自立支援型地域ケア会議、ご近所支え合い会議を開催。

② 相談体制・権利擁護の推進

- 高齢者に必要な情報を届けるため、「しろい保健福祉ガイドブック」と「地域包括ケアシステムガイド」を配布するとともに、各種講座にて高齢者福祉関連情報を提供。
- 市民が相談しやすい環境づくりと相談への対応力向上を目的に、地域包括支援センターの職員を支援するとともに、相談窓口となっている関係機関間の連携を強化。
- 成年後見制度の利用を促進するために、講演会等を通じた制度の周知、申立て手続き支援を実施。
- 高齢者虐待を防止するために、市の広報・ホームページを通じて虐待に関する基本情報や発見した場合の通報窓口を周知。

(2) 基本方針2 介護予防と社会参加の促進

① 介護予防の推進

- 講座やイベントを通じたフレイル予防についての周知啓発、「通いの場」への専門職派遣による健康教育・健康相談を実施。
- リハビリテーション専門職との協働による自立を支援。
- 訪問型生活支援サービスの担い手である生活支援員の養成研修を開催。

② 高齢者の社会参加

- 高齢者の就労促進に向け、就労に必要な技能習得を支援する講座を開催するとともにシルバー人材センターの運営を支援。
- 高齢者の地域活動への参加を促進するため、地域活動や高齢者クラブに関する情報発信を行うとともに、活動参加をサポートするボランティアを養成。

(3) 基本方針3 在宅生活への支援

① 日常生活における支援

- 住み慣れた地域における高齢者の自立した生活を支えるため、理美容師の自宅への派遣、紙おむつの給付等の日常生活支援を実施。
- タクシー料金の助成、福祉有償運送を担う団体への運営費用補助等により高齢者の外出を支援。
- 介護に取り組む家族の心身の健康確保に向け、介護に関する知識・情報入手の場、家族同士の交流の場として家族介護教室を開催。

② 安全・安心な体制づくり

- 地域の見守り関係団体との連携により高齢者を見守り、支える体制を整備。
- 自然災害時における高齢者の安全確保のため、避難行動要支援者名簿への登録を進めるとともに、福祉避難所の設置・運営について福祉事業者と連携。
- 交通事故や詐欺、消費者被害から高齢者の生命・資産を守るため、警察・消費生活センターと連携した周知・啓発や相談対応を実施。

(4) 基本方針4 介護保険事業の効果的な運営

① 適正なサービス利用・提供の推進

- 介護保険サービスが適正に利用・提供されていることを確認するため要介護認定調査結果やケアプラン等の点検を実施。
- 介護職員の不足に対応するため、初任者研修・実務者研修の資格取得費用を助成。
- 介護サービスの質の向上を図るため、実地指導(個別の事業者を対象にした指導)及び集団指導を実施。

② 持続可能な事業運営に向けて

- 施策実施状況や高齢者福祉に係る市の状況について「見える化システム」の活用等によりデータに基づく確認・分析を実施し、結果を介護保険運営協議会に報告するとともにホームページにより市民向けに公表。
- 介護保険運営協議会を開催し、介護保険事業、地域密着型サービスの現況・課題の把握と今後の施策の方向性等について検討。

5 今後の課題

統計等からみえる高齢者を取り巻く状況についての客観的データ、アンケート調査やヒアリングを通じて得られた市民及び介護現場の声等を踏まえ、白井市が直面している課題を整理しました。

課題① 健康づくり・介護予防の推進

- 令和22年(2040年)に向けて介護ニーズが高まる85歳以上の人口が大幅に増加することが見込まれることから、フレイル予防や介護予防・重度化防止の取組を推進していくことが必要です。
- フレイル予防や介護予防の取組を効果的に進めるためには、高齢者が身近な地域で健康づくりに参加できる場を提供することが求められます。
- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、4割の高齢者がフレイル予防について「知らない」と回答しており、介護予防に関してさらなる情報発信・啓発が必要です。

課題② 生きがいづくりと社会参加の促進

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、外出頻度が低いほど「物忘れが多いと感じる」割合が高く、認知機能を維持する観点からも高齢者が地域で生き生きと活動できる場と機会を提供し、高齢者が孤立せず社会とのつながりを保てるように支援することが必要です。
- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、74歳以下の高齢者の約半数が「現在収入を伴う仕事をしている」と回答し、また、現在仕事をしていない高齢者で「仕事をしてみたい」と回答した方が一定数みられました。高齢者が生きがいをもって自立した生活を送ることができるよう働く意欲のある高齢者に就労機会を確保・提供することが求められます。
- ボランティア登録者の増加等により、高齢者の活動機会の充実を図ることが求められます。

課題③ 相談支援体制の充実

- 国の基本指針では「頼れる身寄りがない高齢者等」への切れ目のない支援を提供することの必要性が指摘されています。白井市においても高齢者単身世帯や高齢夫婦世帯の増加が見込まれていることに加え、8050問題⁷など介護をめぐる問題が複雑化・複合化して

⁷ 80代の親と50代の子どもが同居する世帯において、親の高齢化や子どものひきこもり・未就労等により、生活や介護、経済面などの課題が複合化する問題。

いることから、地域における相談支援体制の充実が求められています。

- 支援ニーズが複雑化・複合化するなかで高齢者が安心して生活を続けていくためには、幅広い分野の関係機関が連携した包括的な相談支援体制が必要となりますが、なかでも相談支援の中核を担う地域包括支援センターの役割が重要であり、同センターの機能強化を進めていくことが求められます。

課題④ 医療・介護の連携強化

- 介護ニーズが高まる85歳以上の高齢者の増加に伴い、今後は医療ニーズと介護ニーズの双方を有する高齢者の増加が見込まれることから、在宅医療と介護サービスの切れ目のない提供体制の充実が必要です。
- 医療関係者と介護関係者の連携強化に向け、両者間の情報共有を一層強化していくことが求められます。

課題⑤ 認知症への対応と高齢者の権利擁護

- 在宅生活改善調査によると、在宅生活の維持が難しくなっている理由(本人の状態に属する理由)として、「認知症の症状の悪化」が66.0%と最も高い結果でした。一方、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では認知症の相談窓口を「知らない」と回答した人が7割を超える結果となっており、相談を必要とする人に適切に情報が届くよう相談窓口の周知と相談体制の充実を図ることが必要です。
- 認知症の人とその家族が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、相談体制の充実に加え、早期診断・早期治療、周囲の理解、家族への支援など、幅広い支援が必要となります。こうした支援が適切に届けられるように、行政、地域の支援組織、専門機関等の関係者が連携・協力して支援する仕組みが求められます。
- 高齢化が進行するなか、認知症高齢者など判断能力が不十分な人の権利を擁護する成年後見制度の必要性が今後高まっていくことが見込まれます。成年後見制度の制度内容・相談先に関する情報の周知が求められます。

課題⑥ 在宅生活の継続支援

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、介護が必要になっても住み慣れた自宅での生活を希望する人が多い結果となっています。一方、在宅生活改善調査によると、白井市に不足している介護保険サービスとして「居宅介護支援」を挙げた回答が最も多く、「訪問介護」が次いで多い結果となりました。在宅医療・介護連携の強化や外出支援など在宅生

活の維持に必要なサービスの充実を図ることが求められています。

- 在宅生活の維持にあたっては介護する家族の役割が重要となります。家族の介護負担を軽減し、介護と仕事の両立を支援する取組が求められます。
- 日常生活支援を担う団体・事業者と連携し、必要なサービスを提供することが求められます。

課題⑦ 介護の担い手の確保

- 国の介護職員処遇改善施策等や各事業所における働き方改革の取組等が進められているなか、介護人材実態調査によると、回答した介護事業者の約9割が、職員が不足していると回答しています。また、職員の高齢化が進んでいることや経験豊富な人材が少ないことなど、人数の不足以外の問題も顕在化しています。
- 高齢者の増加に伴い介護のニーズも増加していくことが見込まれることから、地域に必要とされるサービスを安定的に提供するべく、介護職の魅力向上等により介護人材の確保を図るとともに、介護テクノロジーの導入による介護現場における生産性向上が求められます。

第3章 計画の基本的方向

1 めざす姿

団塊ジュニア世代が高齢者となり国内の高齢者人口がピークを迎える令和22年(2040年)に向けて、白井市の目指すべき高齢者と地域の将来像は、次のとおりです。

めざす姿

令和22年(2040年)に向けて白井市が目指す 高齢者像・地域像

地域で共に支え合い、安心して生き生きと自分らしく暮らせるまち

積極的な介護 予防と社会参加



- 市民は、若い頃から健康づくりに取り組み、高齢期を迎えると日頃から介護予防に積極的に取り組んでいます。
- 高齢になっても自分に合う仕事をしたり、地域の中で趣味やスポーツ活動、地域活動に取り組み、健康と生きがいを維持しながら、生涯現役社会を楽しんでいます。

地域での 支え合い



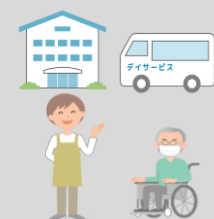
- 隣近所、地域の住民同士で、日常の声かけや見守りが行われ、高齢者が地域とのつながりの中で孤立することなく、安心して暮らし続けられるまちになっています。
- 市や住民主体の活動、NPO、民間事業者など地域の多様な担い手が連携することで、買い物やゴミ出し・移動支援など、介護保険では対応しきれない日常の困りごとに対する支援体制が整い、住み慣れた地域で自分らしい生活が続けることができます。

自分らしい 生活の継続



- 医療・リハビリ・介護・生活支援・障害福祉サービスが一体的にマネジメントされ、認知症になっても、終末期を迎えても、自分らしい生活が続けることができます。
- 介護が必要になっても、訪問・通い・短期宿泊等のサービスを利用して在宅生活が続けることができ、介護者も自らの生活と仕事を無理なく続けられます。
- 自宅での生活を基本としながら、心身の状態や家族の状況などに応じて高齢者向け住宅、グループホームなどを利用しながら住み慣れた地域で暮らし続けることができます。

持続可能なまち



- 介護予防、地域での支え合い、有効なサービス利用、介護給付の適正化等により個人・社会の費用負担が抑えられています。
- 医療・介護・障害福祉サービスが良好に育まれ、福祉が魅力的な就業の場となるとともに、思いやりあふれる心豊かな社会づくりにつながっています。
- 災害や感染症への体制が確保されており、高齢者が安心して生活しています。

2 第10期計画の基本方針

白井市がめざす姿の実現に向けて、第10期計画においては、次の5つの基本方針を基に施策を展開していきます。

基本方針1 介護予防と社会参加の促進

- ◆ 超高齢化が進行していくなかで介護を必要とせず生き生きと活躍できる元気な高齢者が増えるように、市民向け講座の開催等を通じて、フレイル予防や認知症予防、生活習慣病改善など、健康寿命の延伸につながる情報を積極的に発信していきます。
- ◆ 市民が身近な地域で気軽に介護予防・健康づくり活動に参加できるよう、「通いの場」をはじめとした地域における健康づくりの機会の充実を図ります。
- ◆ 要支援者の重度化防止や日常生活の自立支援に向けてリハビリテーション専門職と連携しながら介護予防マネジメントの充実を図ります。
- ◆ 白井市第6次総合計画では「自ら学び育ちチャレンジできるまち」及び「誰もが交流し支え合えるまち」を目指すまちとして掲げています。生涯学習をはじめとした学びの機会や文化・スポーツ・レクリエーション活動など、高齢者が日々の楽しみや充実感を得られる地域の居場所・交流の場の充実を図ります。また、シルバー人材センターとの連携等により、働く意欲のある高齢者がその経験を活かして地域社会とつながれるよう就労支援に取り組みます。

基本方針2 地域共生社会の推進

- ◆ 令和22年(2040年)を見据え、地域共生社会の実現に向けた基盤となる地域包括ケアシステムの深化・推進が必要であることから、このシステムの中核を担う地域包括支援センターの運営の充実に取り組みます。
- ◆ 医療と介護を切れ目なく提供するため、医療・介護関係者間における日常的な情報共有体制を強化するとともに、両者の円滑な連携体制構築に向け相互に業務や専門性の理解を進める研修を開催します。
- ◆ 高齢者や介護家族者の抱える問題が多様化・複雑化するなか、市民が必要とする支援制度に早期にたどり着けるよう情報提供体制を強化するとともに、相談しやすい環境づくりや様々な関係機関との連携による相談への対応力強化に取り組みます。
- ◆ 高齢者単身世帯や高齢夫婦世帯が増加するなか、住民同士の支え合い活動や生活支援コーディネーターの活動への支援を通じて地域住民が世代を超えて支え合う仕組みづくりを進めます。

基本方針3 認知症施策と権利擁護の推進 ～認知症施策推進計画～

- ◆ 認知症高齢者の増加が見込まれるなか、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえ、認知症になっても住み慣れた地域で尊厳をもって暮らしていくことができる共生社会の実現に向けた取組を推進します。
- ◆ 認知症の予防・進行抑制の観点から、初期集中支援チームによる支援体制の充実を図り、早期診断・早期支援を可能とする体制整備を進めます。
- ◆ 認知症の人とその家族が不安を抱え込まず、社会参加できるように幅広い世代に対して認知症に関する正しい知識の普及啓発に取り組み、認知症の人やその家族を見守り、支える地域づくりを進めます。
- ◆ 認知症等により意思決定支援などの権利擁護を必要とする高齢者が増加していることから、成年後見制度の利用促進に取り組みます。制度利用の促進にあたっては、制度の周知強化に加え、必要な人が制度を利用できるように申立てや利用に係る支援の充実を図ります。

基本方針4 在宅生活への支援

- ◆ 高齢者が安心して住み続けられる住環境整備に向け、移動手段の確保やひとり暮らしの高齢者の買い物・ゴミ出しなどの身近な生活支援など、日常生活における不便の解消に努めます。
- ◆ 高齢者を狙った犯罪、激甚化する自然災害、感染症など多様なリスクから高齢者を守り、地域で安心して暮らせる体制の整備を進めます。
- ◆ 介護が必要な高齢者が安心して生活を送るためには、介護に取り組む家族の心身の健康や安定した収入確保が不可欠です。「ダブルケア⁸」や「ヤングケアラー⁹」など家族介護者の抱える問題が複雑化していることを受け、情報提供や相談の場の提供など、家族介護者の支援充実を図ります。

基本方針5 介護保険サービスの適正な利用の促進

- ◆ 高齢者数の増加に伴い、要支援・要介護認定者数も増加していくことが見込まれるなか、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修の点検、医療情報の突合、及び縦覧点検に適切に取り組み、介護給付の適正化を図ります。
- ◆ 事業者への指導・監査を適切に実施することを通じ、介護保険サービスの質の向上を図ります。
- ◆ 介護サービス相談員が、介護サービス事業所等へ出向き、サービスの利用者等の相談を受け利用者の不安や不満の解消を図ります。
- ◆ 介護保険事業の適切な運営に欠かせない介護人材の確保・定着・育成に向け、必要な支援に取り組みます。

⁸ 育児と介護を同時に担っている状態のこと。

⁹ 家族の介護や世話などを日常的に担っている子どもや若者のこと。

3 施策の体系

白井市がめざす姿の実現に向けて、第10期計画においては、5つの基本方針に基づき以下の施策を進めていきます。

■施策体系■

めざす姿	基本方針	施策
地域で共に支え合い、安心して生き生きと自分らしく暮らせるまち	【基本方針1】 介護予防と社会参加の促進	1 介護予防の普及啓発の推進
		2 「通いの場」への参加促進
		3 介護予防・生活支援サービスの推進
		4 生きがいづくりと社会参加の促進
	【基本方針2】 地域共生社会の推進	1 地域包括ケアシステムの深化・推進
		2 地域包括支援センター運営の充実
		3 在宅医療・介護連携の推進
		4 情報提供・相談体制の充実
	【基本方針3】 認知症施策と権利擁護の推進 ～ 認知症施策推進計画 ～	1 認知症の普及啓発の推進
		2 認知症の人と家族を支える取組の推進
		3 認知症の人の安心・安全対策
		4 成年後見制度の利用促進
		5 権利擁護支援の充実
	【基本方針4】 在宅生活への支援	1 日常生活の支援
		2 外出の支援
		3 介護に取り組む家族等への支援
		4 防犯・交通安全対策の推進
		5 災害・感染症対策の推進
	【基本方針5】 介護保険サービスの適正な利用の促進	1 介護給付適正化事業の実施
		2 介護サービスの質の向上
		3 介護人材の確保

4 白井市の日常生活圏域

日常生活圏域とは、高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするために、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して定める圏域です。

白井市の日常生活圏域については、これまでの計画と同様、A圏域とB圏域の2圏域を設定し、高齢者への支援機能の充実を図るとともに、市民自治や地域防災体制、地域福祉活動などの連携を図りながら、地区レベル、徒歩圏レベルの支え合いの体制づくりを進めていきます。

■日常生活圏域の概況(人口と高齢化率)■

		人 口		
			うち高齢者人口(65 歳以上)	
A圏域	白井第一小学校区	4,584 人	1,447 人	31.6%
	白井第二小学校区	2,900 人	1,006 人	34.7%
	南山小学校区	6,763 人	2,168 人	32.1%
	池の上小学校区	7,070 人	2,421 人	34.2%
	桜台小学校区	7,294 人	2,085 人	28.6%
	計	28,611 人	9,127 人	31.9%
B圏域	白井第三小学校区	9,763 人	2,274 人	23.3%
	大山口小学校区	8,678 人	2,162 人	24.9%
	七次台小学校区	7,856 人	1,419 人	18.1%
	清水口小学校区	7,533 人	2,307 人	30.6%
	計	33,830 人	8,162 人	24.1%
市全体		62,441 人	17,289 人	27.7%

※「高齢者人口」は年齢不詳補完後の人数

圏域の境界がわかる白井市の地図

第4章 施策の展開

基本方針1 介護予防と社会参加の促進

1 介護予防の普及啓発の推進

高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けるためには、一人ひとりが介護予防やフレイル予防の重要性を理解し、自分に合った方法で取り組むことが重要です。そのためには、介護予防に関する知識や実践方法を習得できる機会が不可欠です。

市ではこれまで、毎年6月を介護予防月間と定め、介護予防に関する講座や講演会の開催や民間企業、地域住民との連携による啓発イベントを市内各地で開催し、介護予防の意識向上に取り組んできました。

第10期計画では、引き続き、こうした取組を進めるとともに、フレイルチェックイベントの開催やリーフレット等を活用した情報発信を通じて、より多くの高齢者へ介護予防の重要性が届くよう周知啓発の充実を図ります。

さらに、介護予防推進員や専門職と連携して、介護予防に関するイベントや健康教育・相談を行うことで、健康づくりや社会参加の継続につながるよう支援します。

■主な取組■

取組	事業内容
① 介護予防に関する講座等の開催	フレイル(筋力低下や認知症など)の予防に関する取組について周知啓発するために、介護予防に関する講座や講演会を開催します。
② フレイルチェックイベントの開催	高齢者だけでなく全ての市民のフレイルに対する関心を高めるために、自身の健康状態を知る機会としてフレイルチェックイベントを開催します。
③ 高齢者の健康づくり・社会参加に関する情報発信	高齢者が地域で健康に暮らせるように、サロンなどの通いの場やフレイル予防などの情報を集約し、リーフレットや市のホームページで周知します。
④ 専門職による健康教育・相談	高齢者がより身近にフレイル予防などの知識を身に付けられるように、高齢者が多く集まる「通いの場」へ専門職(リハビリテーション職・管理栄養士・歯科衛生士・保健師など)の派遣を行い、健康教育や相談を実施します。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和9年度	令和10年度	令和11年度

2 「通いの場」への参加促進

「通いの場」は、高齢者が身近な地域で健康づくりに取り組むだけでなく、地域とのつながりを保ち、生きがいを持って暮らすための重要な活動の場です。

市ではこれまで、しろい楽トレ体操の自主グループの立ち上げ支援や、サロンの運営支援等を通じて、住民主体の活動が行われる「通いの場」が継続されるよう支援してきました。

第10期計画では、引き続き、「通いの場」への支援を行うとともに、「通いの場」における活動がさらに活性化するように専門職の派遣等を行います。あわせて、フレイルのリスクがある高齢者を把握し、介護予防や健康づくりに関する情報提供を行うことで、その人に適した取組につなげていきます。

■主な取組■

取組	事業内容
① フレイルのリスクがある高齢者へのアプローチ	フレイル予防に取り組み始める高齢者を増やすために、フレイルリスクのある高齢者を把握し、通いの場等の情報提供を行います。
② 「通いの場」の立ち上げ支援	高齢者が自分に身近な場所で介護予防に取り組めるように、楽トレ体操等の自主グループやサロンなどの通いの場の立ち上げ支援を行います。
③ 「通いの場」の活動継続支援	高齢者が自分に身近な場所で介護予防に取り組めるように、すでに活動している楽トレ体操等の自主グループやサロンなどの通いの場を支援します。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和9年度	令和10年度	令和11年度

3 介護予防・生活支援サービスの推進

高齢者が活動的で生きがいのある生活や人生を送るためには、要支援の段階で積極的に支援し、要介護状態等にならないようにするため日常生活の自立を支援することが大切です。

市ではこれまで、要支援1・2の方や事業対象者を対象に、リハビリテーション専門職の訪問等多様な社会資源を活用したサービスを展開し、高齢者の日常生活の自立を支援してきました。また、ケアマネジャー等の支援関係者の自立支援に対する理解を深める会議や研修を行うことで、高齢者がより自分らしい生活を送れるよう、ケアマネジメントの質の向上を図ってきました。

第10期計画においても、これまでの取組を推進していくとともに、不足している介護予防・生活支援サービスの担い手の確保に取り組んでいきます。

さらに、「元の生活」を取り戻し、あきらめていたことを再び出来るようになることを目指して高齢者が専門職の助言を受けながら、活動量の増加などの目標達成に向けた生活を送る新たな取組である短期集中予防サービス「元気アップ3か月チャレンジ」を重点的に進めます。

■主な取組■

取組	事業内容
① 自立に向けたリハビリテーション専門職による支援	運動機能が課題となっている高齢者に対して自立を促すために、リハビリテーション専門職が高齢者宅に出向き、自立に向けた支援を行います。
② 元気アップ3か月チャレンジ(短期集中予防サービス)の実施	高齢者に自分らしい暮らしを取り戻してもらえるように、リハビリ専門職による面談を主とした通所による短期間集中型の支援を行います。
③ 自立支援につながるケアマネジメントの支援	自立支援につながるケアマネジメントにより高齢者が元の暮らしに戻れるように、ケアマネジャー等の支援関係者の理解を深める自立支援型地域ケア会議や研修を行います。
④ 生活支援員養成研修の開催	訪問型生活支援サービスの担い手である生活支援員を確保しサービスを充実させるため、生活支援員の養成研修を開催します。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和9年度	令和10年度	令和11年度

4 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者が自分らしく生き生きと暮らすためには、これまで培ってきた経験や知識を生かしながら、生きがいを持って地域で活躍できる環境が重要です。

市ではこれまで、いきいきボランティアや高齢者クラブなどの地域活動の支援やシルバー人材センターの運営支援等を通じて、高齢者の就労支援や就業機会の確保・提供に取り組むことにより、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進を支援してきました。

第10期計画においては、引き続き、いきいきボランティアや高齢者クラブなどの地域活動を行う高齢者のさらなる増加を目指すとともに、高齢者ボランティアを受け入れる施設の拡充を図り、多様な活動の場の確保に努めます。

また、高齢者のニーズに応じた講座の内容や開催方法の検討を行うとともに、関係機関と連携しながら、高齢者が意欲や能力に応じて働き続けられる環境づくりを進めます。

さらに、高齢者クラブへの支援や敬老会行事の開催、高齢者がより参加しやすい交流拠点の検討を通じて、高齢者同士や地域住民を交えた交流の促進を図ります。

■主な取組■

取組	事業内容
① いきいきボランティア活動者の増加	高齢者が地域で生きがいを見つけ活動できるように、いきいきボランティア制度を設け、活動者数の増加を図ります。
② いきいきボランティアの受け入れ施設の拡大	高齢者の活動の場を広げるために、いきいきボランティアの受け入れ施設の拡充を図ります。
③ 高齢者の就労支援等の促進	高齢者の就労と社会参加を促進するため、就労的な活動に必要な技能の習得や教養の向上を図る講習会を開催します。
④ 高齢者クラブ活動の支援	高齢者の生きがいづくりを促進するため、会員相互の親睦とともに高齢者が自らの知識・経験・技術を資源に社会貢献を行う高齢者クラブを支援します。
⑤ 敬老会行事の開催	長寿のお祝いだけでなく、広く市民が高齢者の福祉について関心と理解を深め、多世代が参加・交流できるように、小学校区単位での敬老会行事を開催します。
⑥ 高齢者が参加しやすい交流拠点の検討	高齢者がより参加しやすい交流拠点とするために、既存の老人福祉センターや老人憩いの家の機能等について検討します。
⑦ 白井市シルバー人材センターの運営支援	高齢者の就労や社会参加を一層促進するため、高齢者の経験と技能を生かした就労の場を確保するシルバー人材センターの運営を支援します。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和9年度	令和10年度	令和11年度

第4章 施策の展開／基本方針1 介護予防と社会参加の促進

指標名	単位	現状値	令和9年度	令和10年度	令和11年度

コラム①掲載箇所

基本方針2 地域共生社会の推進

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、地域の多様な主体が連携しながら支え合う地域包括ケアシステムの深化・推進が重要です。

市ではこれまで、独居や高齢者のみ世帯等が増加する中で、高齢者が利用できる既存の「資源」の整理や情報発信、新たな「資源」の創出に取り組んでおり、お元気見守りボランティアによる訪問や住民同士によるゴミ出しなどの「資源」を活用して、高齢者が地域で自分らしい生活が送れるよう支援を行ってきました。

第10期計画においては、引き続き、高齢者の個々の困りごとや希望に合わせてニーズと地域活動を結び付ける活動を充実させていきます。

また、生活支援コーディネーターを中心に、地域活動を担う既存の団体への支援や新たな活動団体の立ち上げ支援を行い、世代を超えて住民同士で助け合う地域づくりを推進します。

さらに、医療・介護等の多職種や地域住民が協同し、高齢者の個別課題や地域課題の把握・解決に取り組む会議を充実させることで、地域に必要な資源の開発や支援体制の充実に向けた検討を進め、実効性のある政策形成につなげていきます。

■主な取組■

取組	事業内容
① 自立支援型地域ケア会議の開催	生活機能の低下がみられる高齢者の自立のために、多職種が参加し支援内容を検討する「自立支援型地域ケア会議」を開催します。
② ご近所支え合い会議の開催	高齢者が地域で安心して暮らせるように、地域の関係者や家族などが支援方針や役割分担などを話し合う「ご近所支え合い会議」を開催します。
③ 地域ケア推進会議の開催	高齢者に係る地域や市の課題を明らかにし、必要な対応を検討するために、高齢者の相談支援や介護予防に携わる専門職による「地域ケア推進会議」を開催します。
④ 生活支援コーディネーターによる支え合い活動の支援	高齢者の生活上の困りごとを地域で支えられるようにするため、生活支援コーディネーターが地域の支援者や資源をつなぎ、支え合い活動を支援します。
⑤ 支え合い活動を行う担い手の確保	地域で高齢者が安心して暮らせるように、生活支援コーディネーターが住民同士の支え合い活動を行う担い手の養成研修を行います。
⑥ 住民同士の支え合い活動の支援	地域住民が世代を超えて地域の高齢者を支えあえるように、ゴミ出しや掃除、買い物代行など、多様なサービスを行う団体の活動を支援します。
⑦ お元気見守りボランティアによる訪問	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域の住民で構成されたお元気見守りボランティアによる訪問活動を実施します。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和9年度	令和10年度	令和11年度

コラム②掲載箇所

2 地域包括支援センター運営の充実

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続することを目的とした、地域包括ケアシステムの中核を担う機関です。

市ではこれまで、市内に3か所の地域包括支援センターを設置し、高齢者に関する相談支援や権利擁護、介護予防ケアマネジメント等を実施しています。令和4年度からはすべての地域包括支援センターを委託運営とし、後方支援や研修などを通じて対応力や資質の向上に努めてきました。

第10期計画においては、引き続き、地域包括支援センターの運営評価を実施し、運営の充実に図るとともに、年々増加、複雑化する相談に適切に対応できるよう、困難事例等の解決に向けた連携・支援や各地域包括支援センター同士で事例の共有や研修等を行う機会の提供により、さらなる業務改善や支援の質の向上に取り組めます。

■主な取組■

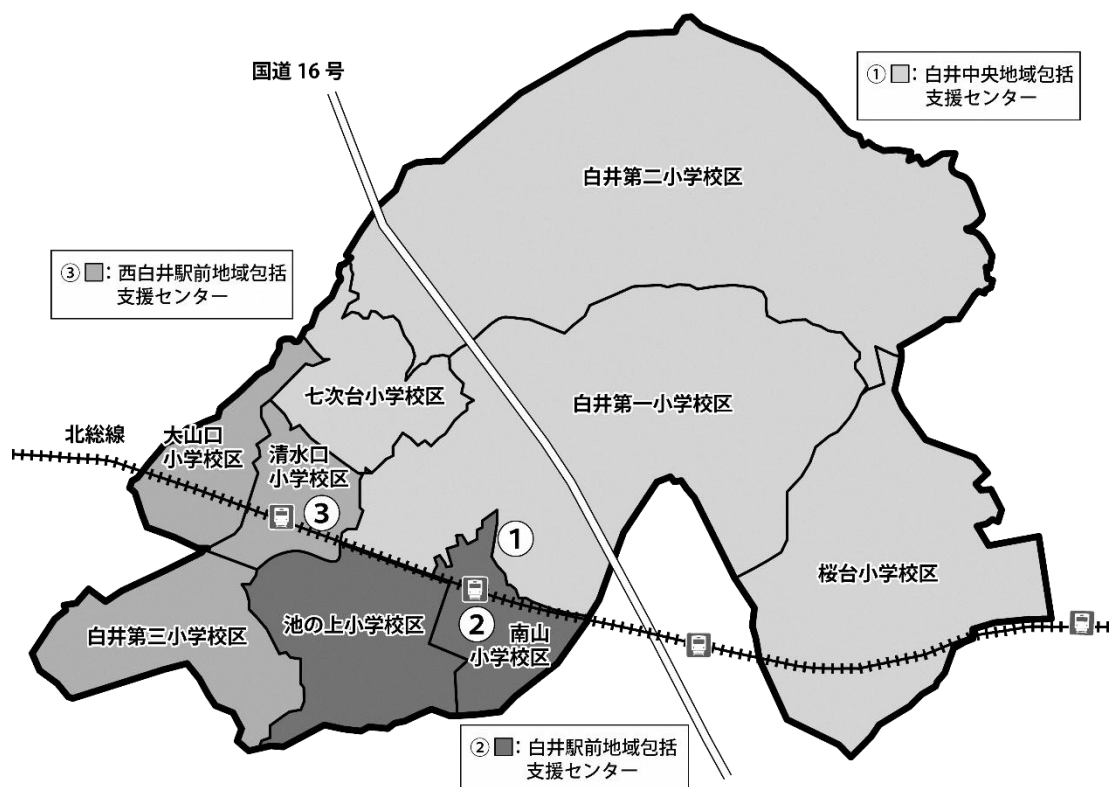
取組	事業内容
① 地域包括支援センターの対応力及び資質向上	地域包括支援センターにおける対応力及び資質の向上を図るため、処遇困難事例等の後方支援や地域包括支援センター間の調整、センター職員に向けた研修などを行います。
② 地域包括支援センターの運営評価の実施	地域包括支援センターの運営の充実に図るため、地域包括支援センターの役割、目標、業務内容を明確にした運営方針に基づき、運営評価を実施します。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和9年度	令和10年度	令和11年度

■地域包括支援センターの担当地域の概況(人口と高齢化率)■

		人 口		
			うち高齢者人口(65 歳以上)	
白井中央地域包括支援センター	白井第一小学校区	4,584 人	1,447 人	31.6%
	白井第二小学校区	2,900 人	1,006 人	34.7%
	七次台小学校区	7,856 人	1,419 人	18.1%
	桜台小学校区	7,294 人	2,085 人	28.6%
	計	22,634 人	5,957 人	26.3%
白井駅前地域包括支援センター	南山小学校区	6,763 人	2,168 人	32.1%
	池の上小学校区	7,070 人	2,421 人	34.2%
	計	13,833 人	4,589 人	33.2%
西白井駅前地域包括支援センター	白井第三小学校区	9,763 人	2,274 人	23.3%
	大山口小学校区	8,678 人	2,162 人	24.9%
	清水口小学校区	7,533 人	2,307 人	30.6%
	計	25,974 人	6,743 人	30.0%
市全体		62,441 人	17,289 人	27.7%



3 在宅医療・介護連携の推進

介護と医療の両方を必要とする高齢者が、自宅で自分らしい生活を人生の最期まで続けるためには、在宅医療と介護の切れ目のない連携体制が重要です。

市ではこれまで、医療や介護、福祉等多分野の関係者による在宅医療や介護等のサービス向上のための会議や研修等を通じて、ICT¹⁰を活用した情報共有ツールの運用や、救急時の備えとして救急医療情報キットの配布、入退院時における連携のルールづくりなど、医療と介護の連携強化に取り組んできました。

第10期計画においても、医療と介護の切れ目のないサービスの提供を行うための連携体制の強化を図ります。

あわせて、市民が在宅医療や介護、人生の最終段階における意思決定支援等に関する理解を深めることができるよう、在宅医療や在宅看取りの普及啓発に継続して取り組み、高齢者やその家族が将来を見据えた備えや選択ができるよう支援します。

■主な取組■

取組	事業内容
① 救急医療情報キットの配布	救急要請時に必要な医療情報を円滑に伝える環境を整えるために、かかりつけ医や持病、緊急連絡先などの医療や個人に係る情報が記載できる「救急医療情報キット」の配布や普及啓発に取り組みます。
② 在宅医療や在宅看取りの普及啓発	人生の最終段階における意思決定支援に対する市民の理解が促進されるよう、終活支援ノートの配布や講座の開催等により普及啓発を行います。
③ 在宅医療や介護等に係る課題や取組の検討	在宅医療や介護等の体制の整備や場面に応じた切れ目のないサービスの提供体制が構築されるよう、医療・介護・福祉等多分野の関係者が連携して、在宅医療や介護等の課題や取組について協議する場を設けます。
④ 多職種連携研修会の開催	在宅医療・介護連携のサービスの質の向上を図るために、医療・介護職などの人材育成を図る多職種連携研修会を開催します。
⑤ 在宅医療後方支援体制の充実	市民が安心して在宅で療養できるように、市内医療機関と連携して、必要な時に入院・加療できる体制の維持・充実を図ります。
⑥ ICT の活用による情報共有・連携	医療・介護関係者の間で情報が共有されスムーズに連携ができるように、ICT の活用や周知を行っていきます。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和9年度	令和10年度	令和11年度

¹⁰ ICT(Information and Communication Technology):インターネットやタブレット端末、センサー等を活用し、情報共有や業務の効率化、見守り支援などを行うための技術。

4 情報提供・相談体制の充実

高齢者を取り巻く課題が多様化、複雑化する中、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けるためには、必要な支援やサービスに関する情報が提供され、安心して相談できる環境を整えることが不可欠です。また、困りごとや支援ニーズを早期に把握し適切な支援につなげることが重要です。

市ではこれまで、高齢者の暮らしを支える情報等を掲載した冊子等の作成・配布をはじめ、市広報やホームページ等を通じた情報発信を行ってきました。

第10期計画においても、引き続き、高齢者やその家族が必要な情報を入手しやすいよう、地域包括ケアシステムガイドによる周知や地域における講座の開催等、様々な機会を活用した情報発信に努めます。

また、高齢者宅へ実態調査員が訪問し現在の状況等を把握するとともに、専門家による個別相談会を開催するなど、相談体制の充実に努めます。

■主な取組■

取組	事業内容
① 地域包括ケアシステムガイドの周知	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けるために、高齢者の暮らしを支えるサービスを広く紹介する「地域包括ケアシステムガイド」による周知を行います。
② 各種講座での情報提供	高齢者が必要な情報を得られるように、サロンなど住民が集まる場で講座を行い、高齢者福祉に関する情報を提供します。
③ 高齢者の生活実態等の積極的な把握	困りごとや課題を抱えた高齢者の状況を能動的に把握し早期に支援するために、調査員が自宅を訪問し高齢者の生活実態やニーズの把握に取り組めます。
④ 専門家による個別相談会の開催	終末期や死後への備えを促すため、司法書士などの専門家による個別相談会を開催します。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和9年度	令和10年度	令和11年度

基本方針3 認知症施策と権利擁護の推進【認知症施策推進計画】

(1) 認知症施策推進計画の目的

認知症は誰もがなりうる身近なものであり、高齢化の進展に伴い、認知症の人やその家族への支援の重要性はますます高まっています。

令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(令和5年法律第65号)では、認知症の人が尊厳を保ちつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人を含めたすべての人が互いに人格と個性を尊重しながら支え合う「共生社会」の実現を目指すこととされています。

白井市においても、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、「新しい認知症観」に基づき、認知症への理解促進、早期診断・早期支援、本人や家族への支援、権利擁護の推進など、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、認知症施策推進計画を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(令和5年法律第65号)第12条第2項に規定する市町村認知症施策推進計画として位置付けるものです。

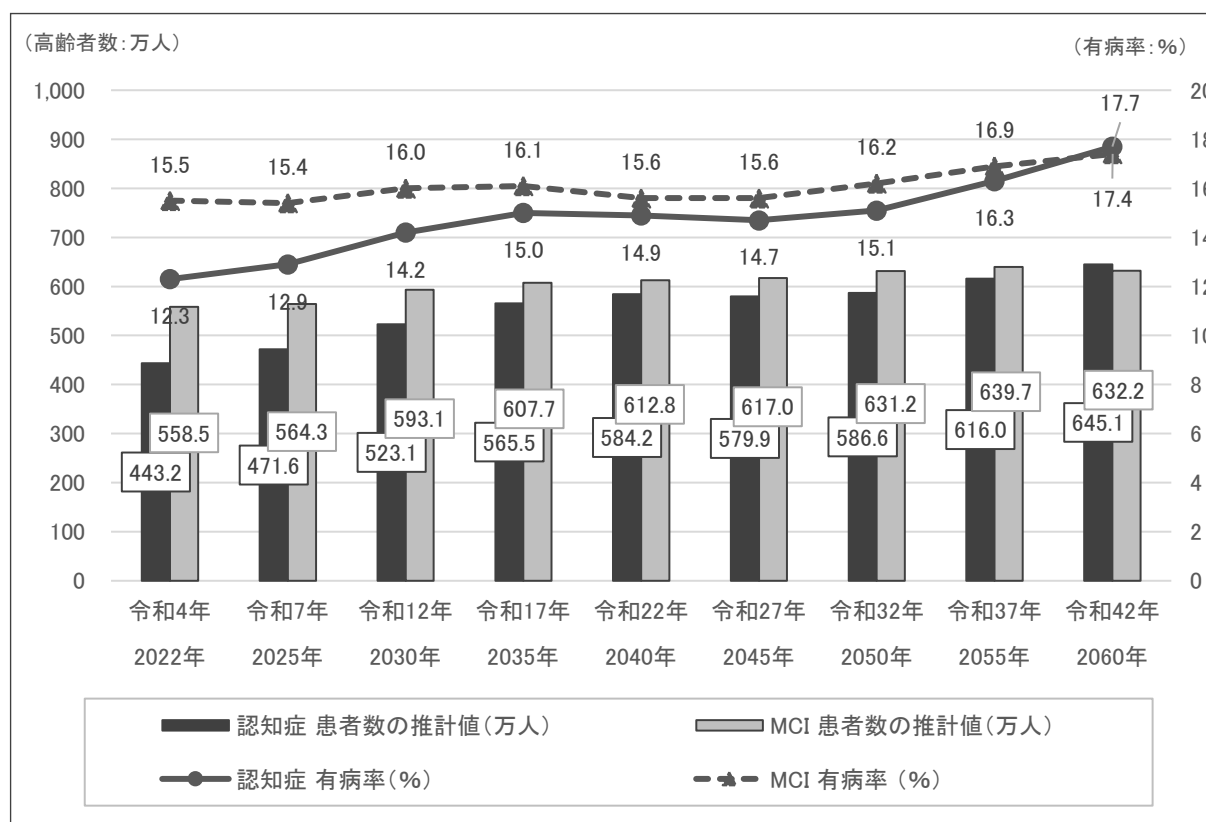
認知症施策は、保健、医療、福祉のみならず、地域づくりや権利擁護、社会参加など幅広い分野に関わることから、市では国・県の計画との整合を図りながら第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画と一体的に策定し、認知症の人やその家族への支援を総合的に推進します。

(3) 認知症を取り巻く状況

1. 全国の認知症及び MCI¹¹の高齢者数と有病率の将来推計

内閣府の資料によれば、我が国の認知症の高齢者数は令和4年で443.2万人(有病率12.3%)、軽度認知障害(MCI)の高齢者数は558.5万人(同15.5%)と推計されています。高齢化の進行に伴い、認知症高齢者数は今後増加傾向で推移することが見込まれ、令和22年(2040年)には認知症高齢者数が584.2万人(有病率14.9%)、MCI 高齢者数が612.8万人(有病率15.6%)に達する見込みです。

■全国の認知症及び MCI の高齢者数と有病率の将来推計■



資料：認知症施策推進関係者会議（第2回）資料（令和6年5月8日）

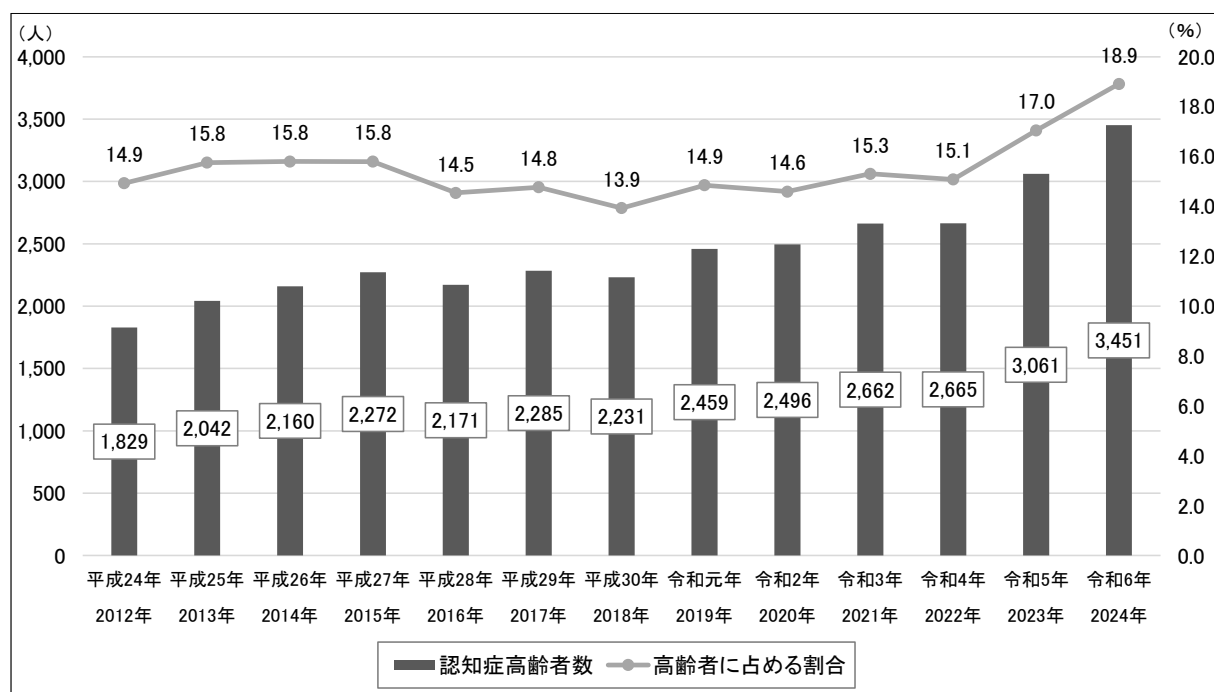
¹¹ MCI(Mild Cognitive Impairment):軽度認知障害のことで、認知症には至っていないものの、認知機能が低下している状態。

2. 白井市の認知症高齢者の認定者数

本市の要介護・要支援認定者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上¹²の者は増加傾向にあり、令和6年時点で3,451人となっており、特に令和4年から令和6年にかけては、毎年約400人のペースで増加しています。

また、65歳以上の高齢者に占める割合は、令和6年時点で18.9%となっています。

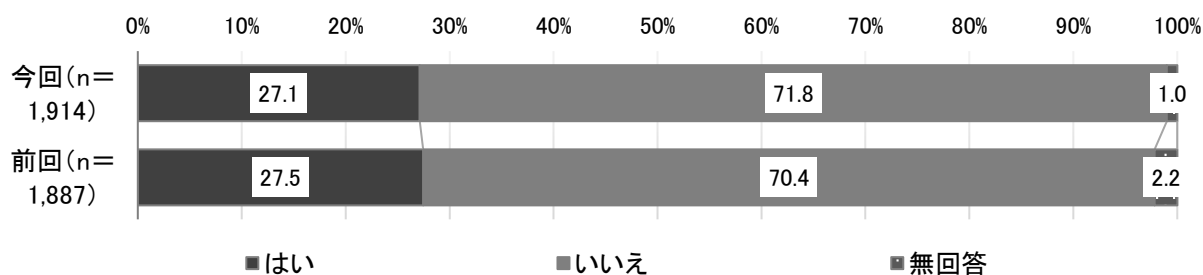
■白井市の認知症高齢者の認定者数■



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化システム」（2026年4月取得時点）

3. 認知症に関する相談窓口の認知度

「はい(認知症に関する相談窓口を知っている)」が27.1%、「いいえ」が71.8%となっています。「いいえ」の割合は、前回の70.4%から1.4ポイント上昇しています。



資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

¹² 認知症による症状や行動上の支障、意思疎通の困難さがみられ、見守りや介護が必要な状態。

(4) 施策の展開

1 認知症の普及啓発の推進

認知症は誰もがなりうるものであり、認知症の人や家族が安心して暮らし続けるためには、市民一人ひとりが認知症への正しい理解を深めることが重要です。

市ではこれまで、市民の認知症に対する正しい理解と適切な対応に関する知識を深めるため、地域や学校、民間企業において認知症サポーター養成講座を開催し、認知症サポーターの育成に努めてきました。

第10期計画においては、引き続き、認知症サポーターの育成に努めるとともに、認知症になっても希望を持って自分らしく暮らし続けられるよう、認知症に関する普及・啓発イベントを開催し、本人の意思や希望を尊重する「新しい認知症観」の周知に努めます。

■主な取組■

取組	事業内容
① 認知症サポーターの育成	認知症に対する正しい理解と適切な対応に関する知識を深めるため、地域や学校、民間企業において「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症サポーターを増やします。
② 認知症の理解を促進するイベントの開催	新しい認知症観に基づき、認知症への理解を促進するために、認知症に関する普及・啓発イベントを開催します。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和9年度	令和10年度	令和11年度

コラム③掲載箇所

2 認知症の人と家族を支える取組の推進

認知症の人が希望を持って自分らしく暮らし続けるためには、認知症の人やその家族が孤立することがないように、本人だけでなく家族への支援も含めた支援が重要です。

市ではこれまで、認知症初期集中支援チームにより、適切な医療・介護サービスにつなげるための支援を行っているほか、お楽しみ処（認知症カフェ）などを通じて、認知症の人や家族が交流できる場の提供を行ってきました。また、地域全体で認知症の人や家族を支えるために、認知症パートナーを育成してきました。

第10期計画においては、既存の活動を継続するとともに、認知症の人やその家族の声を聴く機会の創出や、認知症パートナー等による支援チームであるチームオレンジの活用、白井市認知症ガイドブックの配布により、認知症の人やその家族の声を反映し、具体的な支援につながる仕組みづくりを行います。

また、認知症の人の家族同士でお互いの介護に関する悩みや相談、情報共有ができる場の周知を行い、認知症の人の家族の不安等の解消に努めます。

■主な取組■

取組	事業内容
① 認知症初期集中支援の実施	適切な医療・介護サービスにつながない認知症の人や家族を支援するため、専門職で構成された認知症初期集中支援チームにより、包括的、集中的に支援を行います。
② 白井市認知症ガイドブックの配布	認知症の人や家族が適切な支援を受けられるようにするため、認知症の症状や相談窓口、支援サービスなどを掲載した認知症ガイドブックを配布します。
③ 認知症パートナーの育成	地域全体で認知症の人や家族を支えるために、認知症サポーターに対して、「認知症パートナー養成講座」を開催し、認知症パートナーを増やします。
④ チームオレンジの活用	認知症の人や家族が自分たちのニーズに合った支援を受けられるように、認知症パートナーが支援する仕組み（チームオレンジ）を活用して支援を行います。
⑤ お楽しみ処（認知症カフェ）の運営支援	認知症の人や家族が気軽に集まり、交流や相談ができるように、認知症パートナーと連携して認知症カフェの運営支援を行います。
⑥ 認知症の人の声の把握	認知症の人の意思をできるだけ汲み取り、それを活かして支援できるよう、本人の暮らしの場・活動の場で本人の声を聴き、ニーズ等を把握します。
⑦ 認知症家族会の周知	認知症介護に関する悩みや相談、介護サービスの利用について情報共有ができるように、認知症の人を介護している家族が集まる認知症家族会の周知を行います。

第4章 施策の展開／基本方針3 認知症施策と権利擁護の推進【認知症施策推進計画】

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和9年度	令和10年度	令和11年度

3 認知症の人の安心・安全対策

認知症の人が地域の中で安心して暮らし続けるためには、認知症の人やその家族だけでなく、地域で一体となって支援することが重要です。

市ではこれまで、認知症の症状により行方不明となるおそれのある高齢者等への対応として、警察や消防等の関係機関、地域住民、事業所などと連携しながら、地域で高齢者を見守ってきました。

また、認知症パートナー等による見守り活動の実施により、日常的な見守りを行うほか、地域住民が認知症の方への声かけ・保護ができるよう認知症見守り訓練を実施してきました。

第10期計画においても、引き続き、認知症の人が安心して地域で暮らしていけるよう、地域で認知症の人を見守る体制を整えるとともに、住民だけでなく、警察や消防、事業所等との連携を強化します。

■主な取組■

取組	事業内容
① 認知症パートナー等による見守り活動の実施	認知症の人が安心して地域で暮らしていくため、認知症パートナー等と連携して地域に住んでいる認知症の人の自宅を訪問し、見守り活動を行います。
② 認知症見守り訓練の実施	認知症について理解を深め、認知症の方に対し、地域の住民が声かけ・見守り・保護等ができる仕組みを作るため、地域ごとに認知症の見守り訓練を行います。
③ 地域で高齢者等を見守る体制の強化	高齢者が地域で安全に暮らせるように、「白井市高齢者見守りネットワーク」及び「印西地区 SOS ネットワーク協議会」と連携し、消費者被害の未然防止や行方不明者の早期発見の為の情報提供を行います。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和9年度	令和10年度	令和11年度

4 成年後見制度の利用促進

成年後見制度は、認知症などにより判断能力が十分でない状態になっても、本人の権利や財産を守り、本人の意思を尊重しながら、その人らしい生活を継続していくための制度です。

市ではこれまで、制度に関する周知・啓発や相談支援、申し立ての支援などを行ってきました。また、本人や親族による申し立てが困難な場合には、市長申立により制度利用につなげるなど、必要な支援を実施してきました。

第10期計画においても、成年後見制度を必要とする人を適切な支援につなげられるよう、令和7年4月に設置した中核機関を中心に包括的な支援体制の構築を図ります。

■主な取組■

取組	事業内容
① 成年後見制度に関する周知	成年後見制度や死後事務委任契約などの理解を深めるため、認知症になった場合や死後を見据えて、成年後見制度等に関する講演会を開催する等周知を図ります。
② 成年後見制度の利用促進	成年後見制度の利用が必要な人の更なる権利擁護と意思決定支援を推進できるように、成年後見制度の申立費用や報酬の助成、市長申立等の支援を行います。
③ 成年後見制度に関する包括的な支援体制の構築	成年後見制度を必要とする人を適切な支援につなげるために、中核機関において包括的な相談支援体制や適切な支援を実施するためのコーディネート機能の充実を検討します。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和9年度	令和10年度	令和11年度

5 権利擁護支援の充実

認知症等により判断能力が低下した人や、高齢者は虐待などの権利侵害が発生しやすいため、虐待を未然に防ぐことや虐待から高齢者を保護するなどの権利擁護支援の充実が必要です。

高齢者虐待の背景には、介護疲れや介護に関する知識不足、家族関係の問題など様々な要因があることから、市ではこれまで、地域包括支援センターと連携し、家庭内や施設における高齢者虐待の通報に対し、本人・家族への相談支援を行い、改善・解決に向けて取り組んできました。

第10期計画においても、高齢者虐待に関する基本的な知識等の虐待防止に向けた普及啓発を継続するとともに、権利侵害の早期発見・早期対応に努め、複合的な課題を抱える世帯への支援に対応できるよう、関係機関との連携をさらに強化します。

■主な取組■

取組	事業内容
① 高齢者虐待の防止に向けた周知	虐待について早期に発見・対応できるようにするため、高齢者虐待に関する基本的な知識や虐待が疑われるケースを発見した場合の通報の窓口などについて、広く市民に周知します。
② 虐待の改善・解決に向けた支援	虐待が疑われるケースに早期に対応するため、虐待が疑われる通報があった場合は、関係機関と連携して本人や家族への相談支援を行います。必要に応じて福祉施設等への措置、成年後見制度の活用等の支援を行います。
③ 虐待に関する関係機関との連携・協議	児童虐待・障がい者虐待・配偶者間暴力・高齢者虐待等への対策を進めるため、警察署や保健所等の代表者からなる「家庭等における暴力対策ネットワーク会議」において、処遇方針の確認や終結の判断等を行います。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和9年度	令和10年度	令和11年度

基本方針4 在宅生活への支援

1 日常生活の支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、介助や介護が必要な高齢者に対し、自立した生活や健康を支えるための在宅福祉サービスの充実が大切です。

市ではこれまで、多様化する在宅福祉サービスのニーズの変化に対応しながら緊急通報装置の貸与や紙おむつの給付等各種サービスを実施してきました。また、事業の公平性や持続可能な提供体制の観点から、サービス内容や実施方法について適宜見直しを行い、必要な支援の充実に努めてきました。

第10期計画では、既存のサービスに加え、聞こえにくさによって在宅生活や社会参加に支障が生じていることに着目し、本人が早期に聞こえの問題に気づき、適切な医療を受診できるよう促すとともに、補聴器等の活用を含め、地域で生き生きと暮らせるようなサービスの充実を図っていきます。

■主な取組■

取組	事業内容
① 緊急通報装置の貸与	独居高齢者などが急病や災害などの緊急時に迅速に救援を求められるように、緊急通報装置を貸与します。
② 紙おむつの給付	在宅で生活する高齢者やその介護者が衛生的な生活を維持するために、介護保険被保険者のうち要介護3以上の認定を受けて居宅で紙おむつを使用している高齢者を対象に紙おむつを支給します。
③ 補聴器購入費の助成	在宅で生活する高齢者がコミュニケーションの機会を確保できるように、購入した補聴器の費用の一部を助成します。
④ 訪問理美容費の助成	外出が困難な高齢者の清潔保持と生活の質の向上を図るため、自宅へ理美容師が訪問し散髪などを行い、その出張費用の一部を助成します。
⑤ 介護支援型短期宿泊事業の実施	介護者の都合や虐待などで居宅生活が困難になった人を支援するため、65歳以上で要介護状態になる恐れの高い虚弱な人などを対象に、施設等で一時的に介護します。

2 外出の支援

高齢者が自分らしく生き生きと暮らすための取組の一つとして、高齢者が社会参加をしやすいよう、移動に不安を抱える人の行動範囲や活動機会の拡大に向けた支援を行うことが重要です。

市ではこれまで、市内循環バス「ナッシー号」の運行や、福祉タクシーの利用助成、NPO法人等が実施する福祉有償運送事業への支援を行ってきました。

第10期計画では、引き続き、福祉タクシーの利用助成や福祉有償運送事業への支援等を行うとともに、福祉車両の運転手不足の解消を図るため、認定福祉ドライバー養成研修を行い、移動に不安を抱える人の移動支援が行えるよう取り組んでいきます。

また、高齢者の移動手段の確保にかかる施策については、公共交通政策担当などの関係課と調整を図りながら、地域住民や企業との連携・協働による新たな移動支援の方法等についても検討を行います。

■主な取組■

取組	事業内容
① 福祉タクシーの利用助成	介助・介護を必要とする高齢者等の外出を支援するため、タクシーを利用する際の乗車料金の半額(上限あり)を助成します。
② 福祉車両の貸出し	高齢者の社会参加を図るため、車いすを利用する高齢者等の家族や福祉団体を対象に、福祉車両(リフト付きワゴン車)を貸し出します。
③ 福祉有償運送の支援	移動が困難な高齢者等の生活に必要な移動手段が地域で提供されるように、福祉有償運送を行う団体を支援します。
④ 認定福祉ドライバー養成研修の開催	自力での外出や通院が困難な人の移動支援のため、福祉車両の運転に必要な知識や技術が習得できる研修を開催します。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和9年度	令和10年度	令和11年度

3 介護に取り組む家族等への支援

高齢者が地域で安心して暮らすためには、高齢者だけでなく、家族介護者が心身の健康を保ちながら、仕事や地域活動、趣味などと介護との両立ができることが重要です。

近年では、子育てと介護を同時に担う「ダブルケア」や、本来は大人が担うと想定されている家族の世話などを子どもや若者が日常的に行う「ヤングケアラー」、介護を理由とする退職など、家族介護者等が抱える課題は複雑化しています。また、認知症高齢者の増加に伴い、認知症介護に関する不安や負担への対応も重要となっています。

市ではこれまで、介護に関する知識の習得や介護負担の軽減につなげるための家族介護教室のほか、家族介護者がお互いに抱えている悩みや不安を語り合える場であるお楽しみ処(認知症カフェ)等を開催してきました。

第10期計画でも、引き続き、認知症への対応等多様な介護課題に対応した学びや交流の機会を提供し、家族介護者への支援の充実を図ります。

■主な取組■

取組	事業内容
① 家族介護教室等の開催	介護知識の習得および介護者同士の交流により精神的な負担の軽減を図ることを目的に交流の場を提供します。
② お楽しみ処(認知症カフェ)の運営支援(再掲)	認知症の本人や家族が気軽に集まり、交流や相談ができるように、認知症パートナーと連携して認知症カフェの運営支援を行います。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和9年度	令和10年度	令和11年度

4 防犯・交通安全対策の推進

高齢者が地域で安心して暮らすためには、交通事故や消費者被害などから高齢者の生命と暮らしを守り、被害を最小限に抑えられるよう取り組む必要があります。

消費者被害や交通事故にあう高齢者は年々増加しているため、市では今まで、関係機関と連携し、防犯対策や交通安全等の周知啓発等に取り組んできました。

第10期計画においても、引き続き、高齢者の防犯意識や交通安全意識の高揚を図るため、関係機関と連携した周知啓発等を実施します。また、「白井市高齢者見守りネットワーク」等と連携し、地域で高齢者を見守り、支える体制の整備・強化を図ります。

■主な取組■

取組	事業内容
① 防犯・交通安全に関する周知啓発	高齢者が地域で安全に暮らせるように、詐欺等に対する防犯対策や交通安全に関する周知啓発を行います。
② 消費生活センター等と連携した消費者相談対応	高齢者が消費者被害に合わないようするために、消費生活センターや地域包括支援センターと連携を図りながら注意喚起や相談対応を実施します。
③ 地域で高齢者等を見守る体制の強化(再掲)	高齢者が地域で安全に暮らせるように、「白井市高齢者見守りネットワーク」及び「印西地区 SOS ネットワーク協議会」と連携し、消費者被害の未然防止や行方不明者の早期発見の為の情報提供を行います。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和9年度	令和10年度	令和11年度

5 災害・感染症対策の推進

災害時や感染症の発生時においても、高齢者の生命の安全や健康を確保するため、日頃から災害・感染症対策に取り組む必要があります。

地震や風水害などの自然災害に備えて、市では今まで総合的な防災体制づくりを進めてきました。また、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、関係機関と連携した感染症対策に取り組んできました。

第10期計画においても、引き続き、災害時や感染症の発生時に支援を必要とする高齢者を地域で支える体制の充実を図ります。また、個別避難計画の作成に向けた検討や、福祉避難所に関する協定を締結している事業者との連携強化に取り組めます。

■主な取組■

取組	事業内容
① 避難行動要支援者への支援の充実	災害時に支援が必要な高齢者等を支援するために、「避難行動要支援者」への登録を促すとともに、発災時の情報の周知や安否確認等を行います。
② 個別避難計画の作成	避難行動要支援者が安全に避難できるように、支援の手段や支援者等を具体的に想定した個別避難計画の作成を進めます。
③ 災害時の受け入れ態勢の整備	災害時に要配慮者が安全に避難できるようにするため、福祉避難所の協定を結んでいる社会福祉施設等において、受入れや運営ができるよう整備を進めていきます。
④ 感染症対応力向上研修の開催	感染症対応向上のため、介護サービス事業所職員などに向け、感染症の基礎知識や発生時の対応等、サービス継続に必要な知識等を習得する研修を開催します。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		-			

基本方針5 介護保険サービスの適正な利用の促進

1 介護給付適正化事業の実施

介護保険サービスが適正に利用されるためには、介護保険制度の信頼性を確保し、制度を持続可能なものとしていく必要があります。

その取組の1つとして行う介護給付適正化事業は、介護給付を必要とする人に対して適切な認定を行うとともに、真に必要なサービスが過不足なく提供されるよう支援し、介護給付の適正化を図ることを目的としています。

市ではこれまで、要介護認定の適正化やケアプラン点検、住宅改修等の点検を実施し、適切な介護サービスの提供につなげてきました。

第10期計画においても、引き続き、ケアプランや住宅改修等の点検を実施するとともに、点検結果を事業者への支援につなげることで、介護サービスの質の向上を支援します。

■主な取組■

取組	事業内容
① 要介護認定の適正化	要介護認定の公平性・公正性を担保するために、全ての認定調査結果について、選択肢の判断基準や特記事項の記載内容などを点検します。
② ケアプランの点検	介護サービスの受給者が真に必要なサービスを受けられるように、居宅介護サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め、ケアプランの点検を行います。
③ 住宅改修の点検	住宅改修を行おうとする介護サービス受給者が真に必要なサービスを受けられるように、身体状況や生活環境に応じた適切な住宅改修が行われているか点検します。
④ 医療情報との突合	医療と介護の重複請求の排除など、適正な介護サービスを受けられるように、受給者の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。
⑤ 縦覧点検	介護報酬が適正に請求されるように、受給者ごとに複数月の介護給付の請求内容を確認し、算定誤りや重複請求等を点検します。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和9年度	令和10年度	令和11年度

2 介護サービスの質の向上

介護保険制度を適切に運営し、高齢者が安心して介護サービスを利用するためには、介護サービスの質の向上が不可欠です。

市ではこれまで、介護サービス事業所等に対し、介護保険制度に基づく適切なサービスの提供が行われるよう、運営指導や介護サービス相談員による相談を実施してきました。

第10期計画においても、引き続き、市が指定する地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所に対して、介護保険制度の適正な運営を確保するために集団指導や運営指導等を計画的に実施し、法令遵守の徹底とサービスの質の向上を図ります。

■主な取組■

取組	事業内容
① 介護サービス施設等への介護相談員の派遣	介護サービスの質の向上のため、介護サービス事業所等へ出向き、サービスの利用者等の相談を受け、利用者の不安や不満の解消を図るとともに、介護サービス施設等への情報共有を行います。
② 運営指導	介護サービスの質の向上と、事業運営が健全かつ円滑に行われるよう支援することを目的として、介護保険法の規定に基づき介護サービス事業者に対して指導・監査を実施します。
③ 集団指導	介護サービスの適正な事業運営を図るため、地域密着型サービス事業者や居宅介護支援事業者に向けて制度改正の説明などを行う集団指導を実施します。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和9年度	令和10年度	令和11年度

3 介護人材の確保

介護サービスを安定的に提供していくためには、介護人材の確保と定着が不可欠ですが、介護人材の不足は全国的な課題となっており、介護人材の不足によって必要なサービスの提供が困難となることから、さらなる対策が必要です。

市ではこれまで、介護職員の資格取得費用に対しての助成や介護事業所と働き手をマッチングする就職フェア等により、介護人材の確保に努めてきました。

第10期計画においては、引き続き、資格取得費用の助成や就職フェアによる介護人材の確保策を講じるとともに、ホームページ等を活用して事業所等の情報発信を行ったり、将来の介護人材の裾野を広げるための魅力を発信したりする等さらなる確保策を行っていきます。また、介護サービスを担う人材が安心して働き続けることができる環境づくりに向けた取組を推進します。

■主な取組■

取組	事業内容
① 初任者研修・実務者研修の受講費用の一部助成	介護職員の人材不足解消のため、初任者研修の資格取得費用を助成することで、今まで介護現場での勤務経験がない人の参入を促すとともに、介護職員実務者研修の資格取得費用の助成を行います。
② 生活支援員養成研修の実施(再掲)	訪問型生活支援サービスの担い手である生活支援員を確保しサービスを充実させるため、生活支援員の養成研修を実施します。
③ 介護サービス就職フェアの実施	介護サービスの担い手を確保するため、介護職の魅力や仕事内容を広く発信し、事業所と働きたい人をマッチングする就職フェア等を開催します。
④ 介護人材定着に向けた環境改善支援	業務効率化や職員の負担軽減促進のため、介護サービス事業所に対し、ICT・介護テクノロジー ¹³ 導入補助金等の情報提供や相談支援を行います。
⑤ 介護職の魅力発信	介護職の役割について広く発信し、将来の介護人材の裾野を広げるため、小中学生等をターゲットとして、介護の仕事の魅力を発信できる機会を提供します。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和9年度	令和10年度	令和11年度

¹³ 介護ロボットや ICT 等の技術を活用し、介護サービスの質の向上や介護現場の生産性向上を図るための技術。

第5章 介護保険サービス事業の実態と 給付量の見込み

第6章 資料編

第10期 令和9年度～令和11年度(2027～2029)

白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画

編集・発行 白井市 福祉部 高齢者福祉課
〒270-1492 千葉県白井市復1123番地
T E L 047-497-3473
ホームページ <https://www.city.shiroi.chiba.jp/>